

社会労働委員會議録 第四十号

昭和三十三年四月二十二日(火曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

理事大坪

同日

委員遠藤三郎君辞任につき、その補欠として松浦周太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大橋武夫君、小坂善太郎君、保利茂君及び古屋貞雄君辞任につき、その補欠として椎熊三郎君、加藤常太郎君、福田超夫君及び山口シヅエ君が議長の指名で委員に選任された。

同日

四月十八日
母子福祉法案(山下義信君外六名提出、参法第一四号(予))
調理師法案(草薙隆園君外四名提出、参法第一五号(予))
同月十九日
健康保険法の一部を改正する法律案(野澤清人君外五名提出、衆法第二三三号)
同月二十一日
家族計画の普及促進に関する法律案(福田昌子君外十四名提出、衆法第二四号)
同月十九日
医業類似行為既存業者の業務存続に関する請願(井原岸高君紹介)(第三〇九八号)
同(橋本渡君紹介)(第三〇九九号)
同(淵上房太郎君紹介)(第三二〇〇号)
民間電気治療業禁止反対に関する請願外一件(山下春江君紹介)(第三一〇一号)
同外一件(長井源君紹介)(第三一三六号)

同日

同外四件(山下春江君紹介)(第三一三七号)
地方衛生研究所法制定に関する請願(八田貞義君外一名紹介)(第三一三四号)
同(小林信一君紹介)(第三一五八号)
同(内田常雄君紹介)(第三一七一七号)
同(荻野豊平君紹介)(第三一七二二号)
同外一件(横瀬三三君紹介)(第三一七三三号)
同(吉川兼光君紹介)(第三一七四四号)
同(植村武一君紹介)(第三二二六六号)
同(亀山孝一君紹介)(第三二二七七号)
同(櫻内義雄君紹介)(第三二二八八号)
同(古原貞雄君紹介)(第三二六〇号)
同外一件(三木武夫君紹介)(第三二六一号)
同(門司亮君紹介)(第三二六二二号)
同(八木一男君紹介)(第三二六三三号)
結核療養所の作業病床増設等に関する請願(五島虎雄君紹介)(第三一七五号)
国立療養所等の給食費等増額に関する請願(五島虎雄君紹介)(第三一七六号)
国立療養所等の看護人員増加に関する

同日

る請願(五島虎雄君紹介)(第三一七七号)
国民健康保険法の一部改正に関する請願(五島虎雄君紹介)(第三一七八号)
未帰還者留守家族等援護法による療養給付期間延長等に関する請願(五島虎雄君紹介)(第三一七九号)
生活保護法の基準額引上げ等に関する請願(五島虎雄君紹介)(第三一八〇号)
結核予防法に関する請願(五島虎雄君紹介)(第三一八一七号)
健康保険法に関する請願(五島虎雄君紹介)(第三一八二二号)
結核回復者に対する公営住宅優先割当等に関する請願(五島虎雄君紹介)(第三一八三三号)
重度障害者の障害年金支給に関する請願(河野密君紹介)(第三一八四四号)
保育所措置費国庫負担増額に関する請願(山下春江君紹介)(第三二二九号)
国民健康保険法の助産給付に関する請願(小金義昭君紹介)(第三二五八号)
生活保護法の一部改正に関する請願(福永健司君紹介)(第三二五九号)
の審査を本委員会に付託された。

同日

本日の会議に付した案件
最低賃金法案(内閣提出第五七号)
最低賃金法案(和田博雄君外十六名提出、第二十六回国会衆法第三三三号)

同日

家内労働法案(和田博雄君外十六名提出、第二十六回国会衆法第四四号)
失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)
最低賃金法案(内閣提出)他二件について、派遣委員より報告聴取す。

同日

○森山委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の最低賃金法案並びに和田博雄君外十六名提出の最低賃金法案及び家内労働法案を一括して議題とし、審査を進めます。
本日御出席を願っております中央賃金審議会委員稲葉秀三君を参考人とし、意見を聴取したいと存じますが御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○森山委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。
なお、この意見聴取は質疑応答の形でを行います。さらにあわせて、この際労働大臣も御出席のこととありますから、労働大臣につきましても質疑を続行されんことを望みます。中原健次君。――さきに稲葉参考人に対して質疑要求のありました井堀委員はまだ御出席になっておりませんので、中原君から質疑されんことを希望いたします。

同日

○森山委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○森山委員長 速記を始めて。 亀山孝一君。
○亀山委員 本日はせっかく稲葉参考

同日

者

同日

者

同日

者

同日

者

同日

者

同日

者

同日

者

同日

者

同日

者

同日

○龜山委員 この前の先生の参考人として

の御陳述をわれわれ拝承しておりますが、そうすると今度の政府案によります最低賃金法というものは、いわば先生のお言葉のように、日本の産業組織ではやむを得ざるもの、こういうことになると思いますが、いかがですか、最低賃金法というものは、いわゆる全国一律法定最低賃金方式でなければならぬということはないのでございましょう。とにかく今出しております政府案のごときも、これも私は最低賃金法の範囲に入る、かように思いますが、先生のその点のはっきりした御見解を一つ伺いしたいと思ひます。

○稲葉参考人 これは非常に微妙な問題で、中央賃金審議会、また中央賃金審議会の中の小委員会におきまして、今先生のおっしゃった点が非常に大きく問題になったわけであります。ところで私も答申としていたしました線は、業者間協定というものをものとし、それを拡張適用するとするけれども、それについてはある程度やはり規制力を持つということになっていくというところが一つ、それからさらに労使協定による最低賃金という道を、今までは法律上は認められておったのですけれども、現実にはそれがあまり実施されなかった。それをややはっきりここでやっていく。従つて労使が労使協定による最低賃金というものを、ここでもってはっきり軌道に乗せていく。それから第四には、もしも必要であるという場合においては、やはり政府が最低賃金を作る、しかもそれを賃金審議会の議を経て作るということになつておりますれば、百パーセント自主的であるとはいへませんけれども、

やはり相当程度、いわゆる最低賃金としての性格というものを備えていて、考えてもよいのではないかと。また日本の複雑な産業問題、中小企業問題、また最低賃金が、他面におきましては、だんだんと家内工業や中小企業というものを近代化して、そして輸出産業として伸びていくということをやはり考へていかねばならないものであるとすれば、日本としてはこういう形になるということも、これを最低賃金として十分認めてよいのではないかと。ただし一律的な最低賃金のやり方というものを決して排撃するものではない。つまり将来の理想的な形としてこういうところへ漸次近づいていくということについては、私も答申にもございまして、しかしこれが実効をもつて上げていくということになれば、当面の形は地域別、業種別、職種別でいかなければならないと、こういうことになつたわけであります。

○龜山委員 非常に御懇篤な御説明でありましてありがとうございます。私の質問はこれで終了します。

○中山(マ)委員 一点だけ。私がお伺いしたいのは、私は大阪の中小企業の非常に多いところから出てきているものでございますが、特にまた家庭におきまして、いわゆるホワイト、カラー族の奥の方とか、あるいはもつとずつと下の方まで、家庭でいろいろなか、たとえばピーナツの皮めくりとか、いろいろなかをやっているようございしますが、そういうところの賃金と最低賃金との関係でございします。いろいろ見ておきますと、内職のあつせん所などではそれをずんずん下に出

してありますが、その間にまたそれであつせんをする人があり、またそのあつせんをする人ありして、搾取という言葉はあるいは悪いかもしれせんけれども、その間にお金というものがはねられておりますが、そういうところには最低賃金制はどういう影響を持つのでございましょうか。

○稲葉参考人 今の中山先生の御質問はきわめて重要な点で、この点につきましましては中央賃金審議会並びに小委員会におきましても問題が出たわけでございします。実はこの前の私の公述でも申し上げましたように、大きく分けますと、日本の産業は三重構造になつてゐる。一つは大企業である、一つは中小企業である、もう一つは内職を含めた広範な家内労働がある。しかもこの最低賃金の対象になるのは、第二の部類の中小企業であるとするれば、これによつてかえつて家内労働におきましますいわゆるマイナスというものが強化されるのではないかと、これを、非常に憂慮したわけであります。ですからほんとうのあり方といたしましては、むしろ内職についてははっきりこれを雇ひ出るようにする。またやみくも的に、税金も納めないでただ間屋さんの従属機関になつて、そうしてホリイ・カラーの奥さんや勤労者の奥さんで家におられる方々にネクタイを編みなさい、造花をしなさい、こういう形が相当日本にあるのですが、それをある程度やはりきちんとなければならぬ。それには一番大事なことは、家内労働法を作ることと、家内工業法を作ることがあるわけでありま

す。答申にもございしますように、私どもは最低賃金をほんとうに効果的にやるためには、一つ家内労働をはつきり規制する意味の労働立法を作つていただきたいということを申し上げたわけでありま

す。すけれども、これにやむを得ざるもの、こういうことになると思いますが、いかがですか、最低賃金法というものは、いわゆる全国一律法定最低賃金方式でなければならぬということはないのでございましょう。とにかく今出しております政府案のごときも、これも私は最低賃金法の範囲に入る、かように思いますが、先生のその点のはっきりした御見解を一つ伺いしたいと思ひます。

○稲葉参考人 これは非常に微妙な問題で、中央賃金審議会、また中央賃金審議会の中の小委員会におきまして、今先生のおっしゃった点が非常に大きく問題になったわけであります。ところで私も答申としていたしました線は、業者間協定というものをものとし、それを拡張適用するとするけれども、それについてはある程度やはり規制力を持つということになっていくというところが一つ、それからさらに労使協定による最低賃金という道を、今までは法律上は認められておったのですけれども、現実にはそれがあまり実施されなかった。それをややはっきりここでやっていく。従つて労使が労使協定による最低賃金というものを、ここでもってはっきり軌道に乗せていく。それから第四には、もしも必要であるという場合においては、やはり政府が最低賃金を作る、しかもそれを賃金審議会の議を経て作るということになつておりますれば、百パーセント自主的であるとはいへませんけれども、

にやるためには、一つ家内労働をはつきり規制する意味の労働立法を作つていただきたいということを申し上げたわけでありま

す。すけれども、これにやむを得ざるもの、こういうことになると思いますが、いかがですか、最低賃金法というものは、いわゆる全国一律法定最低賃金方式でなければならぬということはないのでございましょう。とにかく今出しております政府案のごときも、これも私は最低賃金法の範囲に入る、かように思いますが、先生のその点のはっきりした御見解を一つ伺いしたいと思ひます。

○稲葉参考人 今の中山先生の御質問はきわめて重要な点で、この点につきましましては中央賃金審議会並びに小委員会におきましても問題が出たわけでございします。実はこの前の私の公述でも申し上げましたように、大きく分けますと、日本の産業は三重構造になつてゐる。一つは大企業である、一つは中小企業である、もう一つは内職を含めた広範な家内労働がある。しかもこの最低賃金の対象になるのは、第二の部類の中小企業であるとするれば、これによつてかえつて家内労働におきましますいわゆるマイナスというものが強化されるのではないかと、これを、非常に憂慮したわけであります。ですからほんとうのあり方といたしましては、むしろ内職についてははっきりこれを雇ひ出るようにする。またやみくも的に、税金も納めないでただ間屋さんの従属機関になつて、そうしてホリイ・カラーの奥さんや勤労者の奥さんで家におられる方々にネクタイを編みなさい、造花をしなさい、こういう形が相当日本にあるのですが、それをある程度やはりきちんとなければならぬ。それには一番大事なことは、家内労働法を作ることと、家内工業法を作ることがあるわけでありま

す。答申にもございしますように、私どもは最低賃金をほんとうに効果的にやるためには、一つ家内労働をはつきり規制する意味の労働立法を作つていただきたいということを申し上げたわけでありま

す。すけれども、これにやむを得ざるもの、こういうことになると思いますが、いかがですか、最低賃金法というものは、いわゆる全国一律法定最低賃金方式でなければならぬということはないのでございましょう。とにかく今出しております政府案のごときも、これも私は最低賃金法の範囲に入る、かように思いますが、先生のその点のはっきりした御見解を一つ伺いしたいと思ひます。

○中山(マ)委員 今の稲葉先生の御発言によりまして、私は労働省にお尋ねしておきたいと思ひます。大臣は今の稲葉先生のお答えに関連いたしましたし、いわゆる家内労働の賃金制を今後労働省においてすべきだと思ひます。また解散になり

ますと、あるいはまた内閣がかわるかばかりでございまして、大臣だけに御返答を願つてもどうかというところもございします。それで労働省の方でこういう問題をどうお考えになつてゐるか、今後そういうものを作ろうという御意思があるかどうかということをお伺ひしておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 家内労働法の制定につきましましてはただいま稲葉先生のお話にもございまして、労働省といたしましては、できるだけすみやかにこれを制定すべく準備中でありま

す。その基礎調査に相当の時間を要する。基礎調査を行ひました上は立法化いたします。これは最低賃金法案を提出いたしました当然の帰結でありまして、私のかかりにだれがなろうと当然な事なればならないこととあります。私が責任を持つて労働省を代表してお答えをいたします。

○森山委員長 井堀繁雄君に申し上げま

す。本日井堀君の要求によつて中央賃金審議会委員稲葉秀三君を参考人と

して本委員会に招致したのであります。稲葉参考人は本日十二時より他に所用があつてお帰りにならなければなら

せんので、十二時十五分前まで本委員会において願うというようにお取りきめしてござい

ます。従つて質疑時間十五分間しかございせんから、その間に質疑はごく簡潔に、御答弁もごく簡潔に最大の能率をあげるようお望み

します。井堀繁雄君。○井堀委員 ごく簡単に二点ばかりに尋ねをいたしておきたいと思ひます。前会の公聴会の節に公述いただき

るのじゃないか、こういうふうに考えるわけでありませう。

○井堀委員 政府の御答弁を伺いながら、いろいろもう少しと思いましたが、時間の関係もございませうので、まことに残念でございますけれども、これをもち一応終ります。

○森山委員長 稲葉さん、どうもありがとうございました。

○井堀委員 次に政府にお尋ねをいたしたいと思ひます。このたびの公聴会におきまして、それぞれの公述人から貴重な御意見を伺い、また私は国会から派遣されました、名古屋のこの種の会合に参りましたが、その節各方面の権威者からいろいろ御意見を述べたにあらせまして、また私どもの質問にもよく答えていただいたのであります。このわけの關係だけを通しまして、最低賃金制度をすみやかに実施せよという声は全く立場、持ち場を越えて一致した声のようであります。ただ最低賃金の法制化については内容に問題があることが、今日の世論と考へていいのじゃないか、こう思ひますので、内容について率直に重要と思はれる点をお尋ねをしてみたいと思ひます。

第一の問題は、私どもは中央賃金審議会の答申については重大な関心を持っているもので、一応審議会の答申をされた以上は、民主的な手続と機構によつて運営され、結論を出されてきていてと信じて、答申案の精神をあくまで忠実に政府も実行に移され、またわれわれもこの精神の上に立つてよりよい法案にいたしたいと考へてゐるわけでありませうが、実はそれできょう特にその方の代表者においてをいただ

いたわけでありませう。そこで今明らかになりましたように、二点について労働大臣もお聞きになっておりましたから、多く述べなくてもお答えがいただけるかと思ひますが、それは政府原案の第三条であります。第三条はこの法案のいわば背骨のような大きな役割を持つ条文であると思ひます。すなわち最低賃金の原則をうたつてゐるのであります。答申案でも最低賃金の額を定めるための制度についてはかなり詳細な意見が述べられており、検討されてゐるようでありませう。しかし残念なことは、この金額の問題について十分な検討がでなかつたという御答弁が今あつたのですが、まずその金額を決定する方式の中で一番大切なのは、一体どういふ原則の上に立つて金額を定めるかということ、それが法律の中に明確にされなければならぬことは言うまでもないこととあります。ところがこの原案を見ますと、「労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び」まで

はいのではありませんが、その下に「通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」ということをわざわざこの原則の条文にうたつたというところは、一体どういふことであらうか、ところが、この法案の提案趣旨の説明をされた本会議において、この法案が成立したならば、政府はILO条約の中の最低賃金決定制度に関する条約並びに勧告について批准及びそれを実施の段階に導く趣旨の御発言が同時に行われております。この点の關係について矛盾を感じるのであります。労働大臣はどのようにお考へでありますか、率直にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○石田國務大臣 中央賃金審議会の答申に、この企業の支払い能力についての明文がないこと、それからILOの条約の中にも、勧告の中にもその明文がないことも承知いたしております。しかしこれは先ほど稲葉参考人のお話にもありました通り、私どもは当然のことと考へてゐるわけでありませう。現に最低賃金についての条約を批准してゐる国におきましても、アメリカ、フィリピン、グアテマラ、コロンビア等におきましては、これを明記いたしております。それから大へん妙な話でございませうが、社会党提案の最低賃金法案の第二条にも、「一般の事業の賃金の支払能力その他の事情を考慮して、定めるべきもの」と書いてございませう。企業は支払い能力を当然考慮しなければならぬということとは当り前のことだといふ観点からそのようにいたしましたわけでありませう。

○井堀委員 ILOの条約、それから勧告の精神は労働大臣もよくおのみ込みのようであります。この支払い能力の問題については、最低賃金制度のこの条約並びに勧告案を決定いたしましたILOの一九二八年の総会の議事録には、特に明確に出ております。さらにまた一九一九年のILOの総会の議事録を見ましても、この問題に対して論議が進められておるのであります。これによりましますと、一部経営者の方の側から、支払い能力の問題を当然最低賃金決定方式の重要な要素として強い意見も出ておるようでありませうが、しかしそれは結論といたしましては、一応全会一致の形でILOの総会に支払い能力に言及することを主張した使用者側の修正案というものは完全

に葬られて、逆にこれを理由にして最低賃金制度の採用をし得るおそれを生ずるということで、むしろこのことは取り上げべきでないといふ総意が表明されておるわけでありませう。この点に対する労働大臣の見解を伺つておきたい。

なおあなたは、社会党の案について、そのことが書いてあつたからという御主張でありますけれども、これをまねたとおつしやるなら別でございませう。しかし社会党の案についてはまた一つ審議の過程において私どもの主張をいたしたいと思つておりますが、社会党案の発足は、最低賃金支払い保障のための法案を、かりに最低賃金支払保障金融公庫法という名前をつけておるのであります。この支払い能力の欠けてゐる現段階を正確につかんで、その保障の道を同時に進行といふ法案を姉妹法としてわれわれは計画しておるわけでありませう。しかし今日賃金制度の中でそういう扱い方をすることはいかにかという立法形式の中では議論のあるところとあります。しかしこれはよけいなことであります。が、お尋ねいたしましたのは、社会党の案について右へならえしたということでありませう。これは私、あまり多く突つ込んで質問する必要を生じなくなる。ちゃんといふ道ができて、筋が通つておる、あの通りくるというなら、あまり質問せぬ方がいいかと思ひます。そうでなく、ILOの今言う二回にわたる総会の議事録をお読みいただいたと思うのであります。この点に対する政府の見解をまず伺つておきましよう。

○石田國務大臣 社会党の案は、それに右へならえをしたという意味で申し上げたのではなくて、社会党の案にもこう書いてあるといふ一例として申し上げたわけでありませう。

それからILOの条約には、私どもは支払い能力というようなことは明記されてゐないといふふうに理解をいたしております。ただ条約それ自体は、決定方式というものは自由に放置されておられます。勧告の中で望ましいことがいろいろ指摘されておる、その中にも明記されてゐない、こういうふうには私は解釈しております。しかし議事録から私どもがくみ取らなければならぬことは、支払い能力を理由にして最低賃金を不当に低くしたり、押へつたり、あるいはその実施を怠つたりするといふことは絶対に避けなければならぬといふそのILOの精神は、あくまで守つていかなければならぬものと思ひます。しかしながら支払い能力を全く無視するといふことは、これは経済の基盤を脅かすものでありますから、やはり一応の限界としては支払い能力といふものを設けておかなければならぬと思ひます。ILOの精神は、その実施の面において、これを理由として先ほど申しましたように最低賃金制度の実施を怠つたり不当に低くすることは避けなければならぬと思つておる次第であります。

○森山委員長 この際、先般これら三案の審査のため、名古屋、大阪、福岡の三市に委員を派遣いたしました。簡潔にその報告を願ひます。最初に第一班、田中正巳君

○田中正巳委員 内閣提出の最低賃金法案並びに和田博雄君外十六名提出の

最低賃金法案及び家内労働法案に関する審査のため、名古屋市中に派遣された私も田中正巳、井堀繁雄、五島虎雄の各委員は、四月十九日、右三案に關する地方意見聴取会を行い、労使、公益各側を代表する愛知県地方労働基準審議会会長、弁護士友田久米治君、中部日本新聞論説委員吉良真君、愛知県地方労働組合評議会副議長水野三三四君、愛知県労働組合協議会副議長伊神光治君、電機労働連愛知地区協議会議長長谷川一夫君、愛知時計電機株式会社総務部長青木賢三君、中央可鍛工業株式會社社長長武山勇二君、以上七名の意見陳述者より、その意見を聴取いたしました。それぞれの意見の要旨を御報告いたしますと次の通りであります。

まず、公益を代表する意見陳述者として、友田久米治君は、この法律の実施に当り、受け入れ側の立場としては時宜に適したものと確信し政府案に全面的に賛成したいと述べ、なおその実施に當って十分な予算的裏づけをしてもらいたいこと、審議会に仲裁裁判的な権限を加味し、強化してもらいたいこと等の希望が述べられました。次に同じく吉良真君は、社会党案は望ましいものであるが、できれば実現させたいものと思うが、日本経済の実情その他を見ると、それが実現できるかどうか疑問であり、今直ちに社会党案には賛成しがたい、その点、漸進主義をとる政府案に賛成したいと述べ、さらに業者間協定は使用者側の利益から出発している面も多いので、労働者側の意見が反映できるよう審議会の権限を強化すること、その他社会保障制度の拡充を伴うべきであること等の、よりよ

き修正を加えることが望ましいと述べられました。次に、労働者側を代表する意見陳述者として、水野三三四君は、業者間協定方式が求人対策と過当競争防止のためのものであり、ILO条約の精神に反すること等の理由から、政府案に反対、社会党案に賛成の意見が述べられ、同じく伊神光治君は、社会党案は理想案ではあるが、日本の実情から見ても早く最低賃金制を立法化してもらいたいと述べ、同じく長谷川一夫君は、業者間協定方式、ILO条約との関係、罰則が軽きに失していること等から、政府案に反対、社会党案に賛成の意見が述べられました。

次に、使用者側を代表する意見陳述者として、青木賢三君は、最低賃金制が実施されたら、企業家はどうかというのかがこの法案を見ても見当がつかない、重要法案であるから、いささしく趣旨が明確にわかるようなものであつてほしい、日本には大企業、中小企業、零細企業という量的区分があるが、質的な区分をすれば大企業などは存在しない、企業の実態を熟視し、もっと練る必要がある、急ぐ必要はないと思うが、内外の情勢から見ても得ないものである、政府案に賛成し、社会党案には反対である旨を述べられ、同じく武山勇二君は、政府案は九八%まで答申を入れていることから見て賛成である、また内外の情勢から見て、最低賃金法は時期尚早とは思われない、なお実施に當って、異議申し立て期間を延長すること、労働大臣への二審制をとること、労働基準局長の決定にはあらかじめ労働大臣の承認を要

すること、施行を公布後百八十日以内とすること等の修正意見を述べられたのであります。以上のごとき意見陳述に対し、それぞれ各委員より質疑を行い、意見聴取会を終了いたしました。その詳細は後日文書により御承知願いたいと思います。

以上御報告申し上げます。
○森山委員長 次に第二班、八木一男君。
○八木(一男)委員 最低賃金法案(内閣提出)、最低賃金法案和田博雄君外十六名提出)、家内労働法案(和田博雄君外十六名提出)、以上三案に關し、大橋、赤松、八木の三委員は大阪に派遣せられ、四月十九日大阪府立労働会館において、大阪府労働協会会長塩谷勇君、大阪労働組合会会長堀谷勇君、全日本労働組合総会連合会大阪地方協議会局長松本俊博君、日本労働組合総評議会大阪地方評議会事務局局長松本義行君、株式會社極東製作所社長石橋助司君、関西経営者協会事務局局長青沼四郎君、以上六名の意見陳述者より意見を聴取いたしました。その意見は、松本義行君を除く五名が政府案に修正の上賛成、社会党案に反対、一名が政府案に反対、社会党案に賛成でありました。

まず、公益を代表する意見陳述者として、大阪府大教授近藤文二君は、政府案を修正の上賛成する、業者間協定方式は最低賃金制とは言えないが、これに最低賃金制としての実効性確保を考慮することによって、現実的妥当性を認め得る、そのために、第一に、第十五条の最低賃金審議会の意見を尊重してとあるを、同意を得なければならぬとし、これに伴い、第十六条、第

二十条も同意として、最低賃金審議会の権限を強化し、実質上行政委員会的なものとす、第二に、職権方式について、最低賃金審議会のみからの発議を認め、第二十条の権限も、勧告のみでは形式的で実効を期したいので、これに伴い改める等が必要である、要するに中央賃金審議会の答申が完全に規定されれば、政府案に賛成である、社会党案については、理論的には正しいが実現困難であり、賛成しがたいと述べられました。

同じく大阪労働協会会長塩谷勇君は、理想としては社会党案に賛成であるが、今日の日本の現実においては実施不可能である、特に金額の点、理論生計費を基礎としているが、これを国家権力をもって一律に強制することは妥当でない、最低賃金制は実態生計費を基準とし、それ以下の賃金を引き上げるべきものであり、そこに実現の可能性がある、結局、政府案を強化したもので出発すべきであると述べられました。

次に、労働者側を代表する意見陳述者として、全日本労働組合総会連合会大阪地方協議会局長松本俊博君は、政府案は原案のままでは不満足であるので、修正の上早急に成立せしむべきである、そのために最低賃金審議会の権限を強化するほか、罰則の強化等及びこれに関連して賃金債権の優先支払いの制度を考慮すべきであるとの意見を述べました。

同じく日本労働組合総評議会大阪地方評議会事務局局長松本義行君は、政府案は業者間協定方式が中心であるから、賃金低下の機能を営む危険がある、また日本産業の健全性を恒久化して近代化に役立ち得ない、国際的にも最低賃金立法として通用しないものである、政府案に反対し、社会党案に賛成するとの意見を述べました。

続いて使用者を代表する意見陳述者として、株式會社極東製作所社長石橋助司君は、国際的に問題の多い折柄、時宜に當っているが、中小企業対策が先決問題である、この点税制、金融等の面で、大企業と比較して不利益な取扱いは是正すべきである、法実施により中小企業、特に零細企業では混乱を生ずるおそれもあるので、六カ月くらいの猶予期間が必要である、また家内労働についての規制が同時になされなければ、零細企業は法に違反せざるを得ないと述べたのであります。

同じく、関西経営者協会事務局局長青沼四郎君は、政府案に賛成であるが、企業者の救済措置が必要である、そのために、第十八条の最低賃金の効力は、労働協約に關しては労働組合法第十八条と矛盾するので削除する、第十六条についても異議申し立てを認める等の修正をすべきであると述べたのであります。

引き続き、意見陳述者に対して、派遣委員よりそれぞれ質疑が行われました。

以上御報告申し上げます。
○森山委員長 次に第三班、滝井義高君。

○滝井委員 最低賃金法案地方意見聴取会、第三班、福岡市開催の概要について御報告いたします。

派遣委員は大坪、多賀谷、滝井の三名で、予定通り四月十九日午前十時より午後二時まで、福岡労働基準局内において次の意見陳述者を招致して行いました。公益側、西日本新聞社論説委

員大石三郎君、九州大学教授清水金二
郎君、労働者側、全日本労働組合会議
福岡県地区本部事務局長徳田吉松君、
福岡県労働組合総評議会事務局次長江
崎淳君、使用者側、九州商工株式会社
取締役社長錦織克成君、九州製糖株式
会社取締役高橋俊景君、以上六名。
次に各意見陳述者の意見の概要を申
上げます。

一、公益側大石三郎君は、政府提出
最低賃金法案は満足ではあるが、現
段階では政府案に修正を加えて実施す
るに賛成する、その理由は、1、最低
賃金法は多くの国で実施されておき、
日本はむしろおそ過ぎるくらいであ
る、法案の成立によって第一歩を踏み
出し、漸次改善していくべきである、
2、政府案は、これができるまでに一
応の順序を踏んでいる、3、漸進的に
地域別、職種別に定めて将来産業別に
定めるがよい等である、また政府案の
修正についてはさしあたって次の四点
としたい、1、業者間協定の場合も労
働者の意見を述べる機会を与える、
2、最低賃金審議会はもっと具体的に
建議できるようにする、3、審議会に対
して積極的な権限を持たせる、特に勧告
権、建議権を持たせることが必要であ
る、4、罰則は罰金刑だけでは不十分
である。

二、公益側清水金二郎君は、わが国
の現状では賃金格差が大きいので、規
模別、業種別にそれぞれ地域的に実施
するよりほかに方法がない、政府案を
修正して実施すべきである、修正点と
しては、1、国際労働条約でも労使双
方が意見を出すこととなっているの
で、業者間協定にも労働者の意見が反
映されるようにすべきである、2、審

議会を諮問機関でなく決定機関とする
英国の実施方法にならうことが適当と
思う、3、労働協約の地域的拡張の規定
は現行労働法でよい、法案は当事者全部
の合意の申請となつてゐるが、労組法
の規定のように大部分の申請でよい。

三、労働者側徳田吉松君は、最低賃
金を一日も早く制度化することが必
要、今国会で必ず成立させることを希
望する、その意味で政府案を次のよう
に修正して実施したい、その修正点
は、1、第一条関係、目的の中に最低賃
金決定額以上の賃金を支払つてゐる企
業が、それまで引き下げるようなこと
のないように趣旨を明確にする、2、
労働日、労働時間等の定義を明確にし
る、3、業者間協定の場合、全部の合
意を大部分の申請とする、労働協約の
拡張についても大部分の申請に改め、
その拡張は地域的だけでなく職種、業
種にまで及ぼすこと、4、審議会の発
議により調査、審議ができるように明
確にすること、5、最低賃金審議会の
決定は変更できないように自主性を持
たせ、必要があれば労働大臣、労働基
準局長より再審議の要求を出すことを
規定する、審議会に勧告の権限を持た
せる、6審議会の審議期間はいたずら
に日時を経過することのないように期
限を設ける、7、委員の任命は労働委
員会の方法に準ずる、

四、労働者側江崎淳君は、政府には
反対、社会党案に賛成である、その理
由は、1、現在行われている業者間協
定は、中小企業の賃金水準を引き上げ
るような効果はない、2、業者間協定
は賃金格差の拡大の防止にはならず、
賃金の引き上げでなく業者間の過当競
争防止の申し合せにすぎない、3、労

働協約による地域的拡張の適用に關す
る規定は労働法第十八条の改悪であ
る、4、政府案は、その実効性が非常
に薄く、有名無実化するおそれがあ
る、5、政府案は国際労働条約に反す
る、現在行われている各国の最低賃金
制は半分は画一方式である、6、日経
連の合同労組圧迫の方針に現わしたも
のが政府案である。

五、使用者側錦織克成君は、最低賃
金法は中小企業の問題であるが、制度
化されれば大きなショックを受ける。
あくまで漸進的な措置をとることが必
要で、政府案に相当の猶予期間を置い
て実施すべきで、社会党案の全国一律
は混乱を招くこととなる、反対であ
る。

六、使用者側高橋俊景君は、経済事
情の現状と遊離した最低賃金はいたず
らに混乱を来たす、政府案は強制力に
乏しい点があるが、業者間協定を受け
入れ可能な業種に漸次適用することと
したい、最低賃金の実施に先立つて中
小企業対策を推進することが必要であ
る。この希望を条件として政府案に賛
成、社会党案一律方式に反対である旨
の陳述がありました。右要点を申し述
べて報告いたします。

○森山委員長 以上で委員派遣に關す
る報告は終了しました。

引き続き三法案についての質疑を続
行いたします。井堀繁雄君。

○井堀委員 先ほどILOの条約につ
いてお尋ねをいたしました。また先ほ
ど事業の支払い能力の問題にいたしま
したの、もし経営者側の方に置いて
支払い能力を理由にして最低賃金の額
を不当に低額のものに押えた、あるい
はその支払い能力をたてにして最低賃

金の実施にそむくといったような場合
を考慮はしておるといふ御答弁でござ
いました。これはもちろんのことであ
りますが、そういうことを考慮されま
するならば、むしろ原則の中にこうい
うことを規定することは全く反対の結
果を招くことになるのであつて、これ
はILOの総会などにおいて多く議論
されたことであるから私はここで
繰り返す必要はないと思つてあります
。この点は私は、先ほどいふよりも
社会党の案をという引例をされたので
ありますが、もし社会党の案をという
に——支払い能力が日本の場合には中
小企業、零細企業を多くかかえて問題
があるというところは各国に類を見ない
一つのはなしだしい、著しい現象であ
ります。でありますからこの問題を同
時を同時に解決するといふ最低賃金
方式でありますならば日本のものだと
私どもは信じておるわけでありま
す。われわれが当初計画いたしました
ものは、支払い能力を補強するための
いわば最低賃金実施の段階過程を法律
によつて定めるものをこの中に入れる
ことは法体系を乱すおそれがあります
るので、姉妹法として考えたわけであ
ります。しかし政策の面からいいます
とこういう賃金政策といふは中小企業
育成やあるいは支払い能力のなはだ
しく低い企業をやはり認めていかなけ
ればならぬ現状においては、中小企業
の保護政策は、金融政策であります
とあるいは税制政策である、あるいは
政府の企業近代化への別な政策立法な
どにおいてこれを解決していくといふ
筋道の上からいへば、分けて考えると
いうことが正しいといふ議論もわれわ
れ耳をかさなければならぬと思つので

あります。ところが現在におきまして
はこの法案と並行して中小企業に關す
るいろいろな法律が従来も出されてあ
ります、また現存もしておるわけで
あります、これをもちつてして直ちに
最低賃金法を実施せしめるためには問
題があるといふことは、最低賃金を一
日も早く実現させたいといふわれわれ
のよう強い要望を持つ者からいいたし
ますと、そういう点が同時に解決され
るという可能性が出てこなければなら
ぬ、それが具体的にだつてこなければ
非常に危険である、危険であるといふ
よりは、あなたが答へになりました
ように、むしろこの法案は最低賃金法
といふながら、実は低賃金を全国に強制
するやうな作用もするのではないかと
いう、労働者側から不安を持つのはこ
こにあると思つております。これは非常
に大事な点でありますので、むしろ私
どもは特に支払い能力といふものを原則
の中にうたうのでなくして、当然これ
は別個の政策に譲るべきであるといふ
答申案の精神を採用すべきではない
か、こう思つておりますが、もう一
度この点に対する明確な御答弁を承わ
りたい。

○石田國務大臣 中小企業の経営の安
全を確保しますための所要の施策はも
ちろん相伴つて実施されなければなり
ませんし、政府もあつて限りのことは
いたしておるわけでありま。しかし
ながらそれが急速に一律にその効果を
現わすものではないのであります。社
会党案におきましても、提案されてお
ります最低賃金法案以外の中小企業
に対する法案の御準備がすでにあるよ
うなお話でございしますが、その御準備

された法案を実施されたといひましたし、
ても直ちに効果があるものではない。
経過的な段階としてはやはり日本の非
常に低い支払能力を持つ企業の存在と
いうことが、相当期間改善されつつも
残っているものと考えなければならぬ
ように思われるわけであります。しか
し第三条において「通常の事業の賃金
支払能力」「通常の」と書いてありま
すところは、つまり個々のあるいは
非常に特定の状態にある企業の支払い
能力というものを問題にしているの
ではなくて、一般のわが国の経済の
中にある企業の支払い能力というこ
とが前提になっておるのでありまし
て、この「通常の」という言葉でた
だいま御心配の点は十分くくれると思
っておるわけであります。それから考
え方としては、先ほども繰り返して申
しました通り、企業はそれこそ逆通常
の労働者の賃金を支払う義務がある、
それでなければ経営者たる資格はない
という考え方でこの法の運営に当って
いかなければならない、こう私は考
えておるわけであります。

○井堀委員 そこでこの問題はまた議
論がたゞさんあるものでありますが、次
に重要な点をもう二、三先ほど審議
の稲葉さんの御答弁と関連のある点
を少し進めていきたいと思います。そ
で賃金決定方式を答申されておるま
る中で、地域また業種、職種から始
めていくという漸進的な方向の一つを
示したものであるのですが、確かに一
つの行き方だと思ふのですが、しかし
態は労働省も御調査になって明らか
のように、業種別に賃金の格差がは
だしい、あるいは地域的に賃金の格
差がはだしい、というよりは、要す

るに日本の最低賃金を要請されてお
ります客観的な諸条件の大きな背景
をなしておる、また提案理由にもそ
う述べておられますが、実際は規模別
の賃金格差というものが経済上に大
きな障害を来している、特に国際貿易
の上で、一つの障害になっておる
という言ひまでもないわけでありま
す。でありますから改めるならむし
ろ規模別に、最低賃金の段階的な
ものも設けるにしようという点を配
慮すべきではないか。この点は実
態把握が誤まつておるのではない
かと思ひますが、この点は中央賃
金審議会では全然討議されておら
ぬようであります。もちろんそう
いうことも諮問されていらないよう
であります、この点がどうか。

それからもう一つ、中央賃金審議
会に、漸進的でもけっこうでありま
す、業種別、地域別もしくは職種別
の場合においても、賃金の額という
ものに対してなぞ諮問をなされな
かったか。これは現行基準法の二
十八、二十九条、三十条の中に、
労働大臣のこの場合に行うべき責
任というものはきめて明確になつ
ておると思ふ。この金額を諮問さ
れなかつたというところが、私は
最低賃金法実施に対する誠意を疑
う一番大きな点だと思ふのです。
法律では義務づけている。その義
務づけられたものを逃げて諮問を
されるということ、何かいかに
も世間では、政府は最低賃金を
表に出して実は羊頭狗肉ではない
か——まことにこれは政府のた
めに惜しむべきことだと思ひま
す、この機会に明らかにしておき
たいと思ひます。

○石田国務大臣 現在の賃金格差とい
うものは確かに企業の規模別に非
常に

大きな現象を示しております。これは
事実であります。従つてそれはどこ
らきいていかうと、やはりその事
業の規模ごとによる生産性の差から
きている面が非常に多い。これは順
次改められていかなければならぬ
ように規模別の生産性の格差がな
くなるようにしていかなければなら
ぬのだと思ひます。また最低賃
金を賃金の支払い能力という点
から考えますと、規模別の問題も
取り扱わなければならぬのじやない
かと思ふのであります、先ほどか
ら御議論がございまして、労働者
の生計費、あるいは類似の労働者
の賃金という点から考えて参ります
と、生計費の差、またはそれに由
来をいたします類似の労働者の賃
金というものは、やはり地域別
から出てくるのじやないか。そ
れから類似の労働者という意味、
つまり労働の量、質という点から
参りますと、職種別に出てくるの
じやないか、こういうふうな私
どもは理解をいたしておるわけ
であります。中央賃金審議会が規
模別格差の問題について触れられ
なかつたという点については、こ
れは中央賃金審議会にお聞きいた
したいと思ひます。私もはた
だいま申しましたように理解をいた
しておるわけであります。それから
中央審議会に労働大臣といたしま
して私が諮問をいたしましたのは、
わが国の実情のものとにおける最
低賃金制はいかにあるべきかとい
うことを質問をいたしました。ま
ず最低賃金の決定方式について
諮問以前からすでに議論がござい
ます。一つは全国一律でやれとい
う議論と、それから地域別、業種
別、職種別にやれといふ漸進的な
議論と二通りござ

います。そういう最低賃金決定方式
をいかに第一にとるべきであるか
というところが一つの重点であらう
と存じます。もし全国一律でやれ
という決定方式が採用となります
ならば、これは当然の帰結といた
しまして金額が明示されてなければ
ならぬ。しかし御説のように業種
別、職種別、地域別にきめるとい
はしても、それぞれの業種別、職
種別、地域別にいうものが検討せ
られることが望ましいのでござい
ますが、これは非常に時間もござ
いしませんし、複雑多岐にわたる
ことで、なかなか限られた時間
の中に、あるいは限られた機構
の中で結論が出されなかつたもの
だ、こう私は理解しております。
しかしながら労働省といたしま
しては、ただいま賃金の基本調査
は始めております。それから現
在の法律が施行せられるに伴ひ
まして現実に参るに従ひまして、
あるいは実施が漸次起つて参る
ものが出てくるのではないかと、
それを踏まへてさらに一歩前進
する方策というものが考えられる
のではないかと、私もはた
だいま申しましたように理解を
いたしておるわけでありま

す。中央賃金審議会にお聞きいた
したいと思ひます。私もはた
だいま申しましたように理解を
いたしておるわけでありま
す。それから中央審議会に労働
大臣といたしまして私が諮問を
いたしましたのは、わが国の実
情のものとにおける最低賃金制
はいかにあるべきかといふこと
を質問をいたしました。まず最
低賃金の決定方式について諮
問以前からすでに議論がござ
います。一つは全国一律でやれ
という議論と、それから地域別
、業種別、職種別にやれといふ
漸進的な議論と二通りござ

います。そういう最低賃金決定方式
をいかに第一にとるべきであるか
というところが一つの重点であらう
と存じます。もし全国一律でやれ
という決定方式が採用となります
ならば、これは当然の帰結といた
しまして金額が明示されてなければ
ならぬ。しかし御説のように業種
別、職種別、地域別にきめるとい
はしても、それぞれの業種別、職
種別、地域別にいうものが検討せ
られることが望ましいのでござい
ますが、これは非常に時間もござ
いしませんし、複雑多岐にわたる
ことで、なかなか限られた時間
の中に、あるいは限られた機構
の中で結論が出されなかつたもの
だ、こう私は理解しております。
しかしながら労働省といたしま
しては、ただいま賃金の基本調査
は始めております。それから現
在の法律が施行せられるに伴ひ
まして現実に参るに従ひまして、
あるいは実施が漸次起つて参る
ものが出てくるのではないかと、
それを踏まへてさらに一歩前進
する方策というものが考えられる
のではないかと、私もはた
だいま申しましたように理解を
いたしておるわけでありま

す。中央賃金審議会にお聞きいた
したいと思ひます。私もはた
だいま申しましたように理解を
いたしておるわけでありま
す。それから中央審議会に労働
大臣といたしまして私が諮問を
いたしましたのは、わが国の実
情のものとにおける最低賃金制
はいかにあるべきかといふこと
を質問をいたしました。まず最
低賃金の決定方式について諮
問以前からすでに議論がござ
います。一つは全国一律でやれ
という議論と、それから地域別
、業種別、職種別にやれといふ
漸進的な議論と二通りござ

います。そういう最低賃金決定方式
をいかに第一にとるべきであるか
というところが一つの重点であらう
と存じます。もし全国一律でやれ
という決定方式が採用となります
ならば、これは当然の帰結といた
しまして金額が明示されてなければ
ならぬ。しかし御説のように業種
別、職種別、地域別にきめるとい
はしても、それぞれの業種別、職
種別、地域別にいうものが検討せ
られることが望ましいのでござい
ますが、これは非常に時間もござ
いしませんし、複雑多岐にわたる
ことで、なかなか限られた時間
の中に、あるいは限られた機構
の中で結論が出されなかつたもの
だ、こう私は理解しております。
しかしながら労働省といたしま
しては、ただいま賃金の基本調査
は始めております。それから現
在の法律が施行せられるに伴ひ
まして現実に参るに従ひまして、
あるいは実施が漸次起つて参る
ものが出てくるのではないかと、
それを踏まへてさらに一歩前進
する方策というものが考えられる
のではないかと、私もはた
だいま申しましたように理解を
いたしておるわけでありま

いまして、ぜひ今国会において成立
を見るように御協力を願ひたいと
存じます。従つて政府といたしま
しては、現在の法律案は成立させ
ていただけるものとまだ確信を
いたしておるものな次第でありま
して、成立しない場合のことに
ついては考慮しておりません。当
然成立したものと確信をいたし、
それをお願いしておるわけであり
ますが、次の国会において二十六
号の条約についての批准は要請
するつもりでござ

○井堀委員 ぜひ一つお約束を守
つていただきたい。次期国会には
この条約の批准を法定手続をして
間違ひなくいたしていただきたい
ことを重ねて要望いたしておき
ます。私はこの法案が成立しな
くとも当然この二十六号の条約
は批准手続ができるという解釈
をしておりませんが、それは別と
いたしまして、この政府が出され
た最低賃金法案は労働基準法を
下回る法案の性格が随所に出て
きておることを指摘して質問
してみたいと思ひます。

これは労働基準法の第二十八
条に明記しておりますように、行
政官庁、すなわちあなたが最低
賃金を必要だと認めるときには
中央賃金審議会に對して、ここ
に答申案も出ておりますけれども、
業種別、職種別、地域別の賃
金を定めることができるわけであ
ります。その場合には、三十条
の規定で行政官庁が最低賃金を
定めようとする場合においては、
予め賃金審議会の調査及び意見
を求めなければならぬ。そして
一前項の場合、賃金審議会は、
一定の事業又は職業に従事する
労働者の最低賃金額についての
意見、行政官庁に提出しなければ
なら

い。続いて「行政官庁は、前項の意見について公聴会を開いた後に、賃金審議会及び公聴会の意見に基いて、最低賃金を定めなければならない。」というようにこの法案よりもっとつきりした形において最低賃金の制度を実施することが可能になっておるのです。また賃金審議会はその諮問について金額を諮問された場合には、その金額について答申をしなければならぬと明記しておるわけであります。でありますから、この法案よりはるかに基準法の方がその大きな機能を發揮する実質を持つておると思いますが、この点に対するお考えをまず伺いたい。

○石田國務大臣 政府提出の十六条の行政機関の決定、これに参りますときには、これはこの規定の通りに参るわけであります。ただいまお読み上げになつたような方法でいくわけでありますが、しかしわが国の産業の実情が一挙に十六条を全部そういう形式でいくというところまでなかなかまだ参つてないのでそこへ漸進的に近づけていく必要があるものと、それから未組織の労働者諸君の立場、そういうところはそのためにより一そう低賃金で苦しんでおるわけでありますから、そういう二つの労働側の事情、経営側の事情、そういう事情から現実的に漸進的な処置をとつて参りますための処置といたしまして、他の三つの方式をこの際行ふ必要がある。そうしてその間のギャップを現実的に埋めていくという考え方に基くものでございます。

規定してあります基準法の方が、より政府のものよりは最低賃金を実施する上には有効であると考えておるわけであります。それはあとで結論の上でまたお尋ねすればいいと思います。

そこでその前段は別にいたしまして、ここでいつておる第三十三条の最低賃金決定方式と、ILO条約並びに勧告案との関係は、先ほど明確に御答弁があつたように、これを批准される用意があるということであります。それから、この点について明確にする必要があると思つております。それは政府も、労働者の生計費と類似の労働者の賃金をあげておきます。ILO条約の中にも、また勧告案の中にも、最低賃金の額を求めますための要素について、次のようなものをあげておるわけであります。一つは、最低賃率を決定するに当つて最低賃金決定機関がいかなる場合においても関係ある労働者に適当な生活水準を維持させる必要性を考慮することが望ましいということとを明らかにしておる。そういう意味のことを書いてある。その次に、最低賃金の率の決定に当つて考慮すべき要素について述べてある。それは第一に、労働者の生計費、次に、なされた労働の合理的な価値、第三には労働協約による類似の賃金に比較してものを定める。第四には地域別のことをいっておる。地域においても十分に組織された労働者と雇い主との間に成立しておる一般賃金の水準をあげておるわけであります。私は少くともこの四つの要素は、第三十三条の中に十分書き表わすべきではないか、これがILO精神を十分尊重し、かつ条約を批准する政府の立場からすれば、こうあるべきじゃない

かと思つたのですが、この点、ここにおざわぎ事業の賃金支払い能力を書き加えたにかかわらず、そういう重要な四つの要素のうち一項だけは明確に書いて、二項は類似の労働者の賃金、こういってありますが、この場合は、一律一本の場合には類似の労働者の賃金というのには意義がある。しかしここで政府が考へておられますのは、業種別、職種別、もしくは地域別の段階措置からここへ持つてこよう、もつとひどいものになりますと、あとで質問しますが、業者間協定方式を段階的に採用しようというわけであります。でありますだけに、なおさらここに明確にILO条約の精神というものを原則の中にうたうべきではないか、これをことさらにお書きになつたのはどういうわけであるか、それを伺いたい。

○石田國務大臣 ただいまお読み上げになつたILOの勧告の趣旨は、三条の原案に書いてあることで尽きておると思つておるわけであります。しかし、わが国の場合におきましては、この最低賃金法の対象になる中小企業においては、十分組織された地域というものはなかなか實際ない。それから私はこの法律の実施に伴つて組織が進行すると思つし、それをまた望むのであります。が、組織されたところについての措置は、労使間協定の拡張適用が行われるわけでありますから、これは問題はないまいませんが、組織が行われていない場合におきましては労働者の発言権の行使といふことを實際上底幾するのために非常に苦慮いたしました結果が、本法案の最低賃金審議会の構成及びその結論を得る審議の過程における労働者の発言の確保ということ、實際上の措

置としては、これもまた経過的事でありませんが、どうも持つていくより仕方がないのではないかと私は思つておるわけであります。

○井堀委員 経過的の措置をいろいろおとりになるということに対して私は否定するのではない。こういうものが段階的に成長していくという可能性があれば、低くても芽さえ出てくればいいと私は思ふのです。しかし原則だけは明確にすべきである。原則をくずしてしまふとあとは詭弁だ。どんなに言いくるめようとしてもよい芽が出てきそうもないということに結論はなりますから、私は原則の問題の中にこの修正が必要とするなら、こういうところへ修正を加える責任が議会はあつてはないかと思つておるわけであります。しかし、あなたの御答弁は私の聞こうとすることを十分にお答えいだいておると思つておるわけであります。それは今あなたがおつしやいましたように、組織の一番脆弱な、むしろ組織のない中小企業、零細企業のためにこの法案は一番大きな効果を要請しておることだけに、このILO条約の四項にありまする十分に組織された地域の類似の産業の労働者の賃金を比較するということになりますと、私はここに初めて最低賃金法の性格が浮び上つてくると思ふ。これは時間をかけて質疑を続けたいと思います、そう異なつた答えは出さなければいかぬ。出発点が同じでありますから、政府の提案理由の説明が誠心誠意である、偽りのないものであるといふことになりましたならば、こういう点から改められていくべきではないかと思ふ。私はここにILO精神のいいところがあると思ふ。比較すべきものは未組織の場合を対象にしてはならぬ。組織労働者の実例を対象とすべきだといふことをいっておるところに大きな意義があると思ふ。そのような成長を遂げられるような原則規定を最小限度のものとして私は置くべきではないかと思ふ。そうでなければ、社会党案のように、同時に中小企業の支払い能力を補強するような具体的措置を講じた法案が用意されなければならぬと思ふ。これはあるでしょう。そういうふうにするべきものであります。そこには私はこの最低賃金法は画龍点睛を欠く、というよりは、もつと強い言葉でいいますと羊頭狗肉、インチキはここに存すると指摘しなければならぬと思ふのであります。しかしこの問題は次にいろいろお尋ねをすれば出てくるのであります。たとえば、ここに労働者の生計費が出てきておりますが、この問題は、政府は一体これを実施するためにどれだけの準備があるかと伺つてみることにしよう。一体あなたが中央賃金審議会に全額を諮問されなかつたといふところに私は問題があると思ふ。最低賃金の第一にあげておられます労働者の生計費がどのくらい必要だといふことをお考えにならないで、こういう法案を出しになるはずはないと思ひますからお尋ねをいたしますと次のことが出てくる。一生生計費と最低生活費といふものを幾らに押えるかといふことを、ある程度はつきりしなければ諮問ができないんじゃないか、基準法のさつきあげた例に行き当

る。十五才以上の年令に達すれば労働能力があるものとして法律はその対象にしておりますから、まず十五才といましよう。十五才の労働者の最低生活を幾らにお考えになつておるか。また日本の風習からいいますと、熟練労働の場合においては、技能養成あるいは従来の職業補導、今度政府がお出しになりました職業訓練法の中でも問題になりまして、技術を修得する過程においても最低生活の費用が出てくるわけでありまして、それから技能を修得して十八才、二十才という年令を一応取り上げてみますと、そこら辺にくと一体どのくらいの生計費を与えなければならぬか、こういう点の御用意があるはずで、この点を伺うと、私のお尋ねすることが抽象論から具体的なものに入ってくると思ひます。一体政府は生計費というものを、まず十五才、十八才、二十才くらいのところを具体的に年令をあげてお答え願ひたいと思ひます。

○石田國務大臣 これは地域的にも相当差がございますので、一律にどうということとはなかなかむずかしい問題だと思ひますが、政府委員からお答えをいたします。

○堀政府委員 金額の問題につきまして中央貸金審議会に諮問しなかつたじゃないかという御意見でございますが、これにつきましては、先ほども大臣から御答弁になりましたように、政府としては、わが国の実情に即した最低賃金制はいかにあるべきかという包括的な諮問をいたしまして、その中にいろいろ問題点のあることも一緒に示唆したわけでございます。中途におきまして、中山会長から、最低賃金額は

どの程度のものが適當であるかということをお諮りする問題として審議しようじゃないかというお話がありまして、われわれもそれはけっこうである、とそうする、この法案が通るとすぐ実施することになるわけですか。その場合、先ほどの中央貸金審議会の稲葉さんのお話によると、相当長い時間をかけて検討したいという御意見を漏らされておりました。まさか一年も二年も調査するわけではないと思ひますが、法案が通りますと一体いつごろ実施の段階に入りましょうか。そのお見通しを……

それから、次に生計費でございますが、これはそれぞれの地域における生活状態によりましておのずから差別が出てくると思ひます。中央貸金審議会では、今回はこれに関する結論は出なかつたわけでございますが、今後におきまして、この最低賃金法に基く中央最低賃金審議会が開かれまして場合に、当然一つの大きな問題点になるであろうと思ひます。その際において、いろいろな資料がございまして、これは井堀先生御承知のごとく、たとえば総理府統計局の家計調査であるとか、厚生省の厚生行政基礎調査であるとか、労働省における日雇い労働者の生活費実態調査であるとか、農林省の農家経済調査であるとか、あるいは厚生省の生活保護法による保護基準であるとか、いろいろの資料があるわけでございます。これらのものを総合してわれわれとしては最低賃金審議会の御意見をお伺いし、それぞれの地域においてどの程度が最低の生計費であるかという御検討をお願いすることにいたしたいと思ひておるわけでございます。

○井堀委員 やや具体的になりまして、今大臣はこの法案をぜひこの国会で通したい、また通る見込みがあると

いうことで、私どももそれに協力申し上げるのにやぶさかではありませんが、そうすると、この法案が通るとすぐ実施することになるわけですか。その場合、先ほどの中央貸金審議会の稲葉さんのお話によると、相当長い時間をかけて検討したいという御意見を漏らされておりました。まさか一年も二年も調査するわけではないと思ひますが、法案が通りますと一体いつごろ実施の段階に入りましょうか。そのお見通しを……

○堀政府委員 それについては、この法案の附則にありますように準備期間がございまして、この法案が成立いたしました後は、われわれとして、なるべくすみやかに、各条を漸次実施していきたくお思ひついでございまして、ただ、十六条の問題につきましては、答申にもありますように、この発動については労使の意見を聞いて慎重に行政的に検討すべきである。しからば労使の意見を聞くことはどの段階、いかなる局面においてなすべきかということになるわけでございしますが、われわれは、中央最低賃金審議会が最も適切な機関ではないかと思ひますので、法案が成立いたしました後は、とにかく最初に行うべきことは中央最低賃金審議会を設置して、ただいま先生からお話のありましたような問題点をかけて御討議の開始を願う、このように考えておるわけでございます。

○井堀委員 そこでお尋ねします。最低賃金審議会に諮問する形になつておりますが、政府は四つの方式で結論を出されようとしておる。そこで、業者間協定の問題が出てくる。業者間協定

で賃金の額を求めようというものは、これは基準法違反です。ここに一つ問題がある。もう一つ、地域別団体交渉による。これも今の法律でできる。ちつとも新しいことではない。労働組合法十八条の方がはつきりしている。それは別として、なぜ原則の中にうたわなかつたかという原則の問題を聞いています。生計費の問題をあげておるので、労働大臣が中央最低賃金審議会に諮問をされる場合、今度手続がきまるので、すから、額を出してくれという諮問をせざるを得なくなる。地域でもよい、あるいは職種でもよい、業種でもよい、この地域のこの職種について最低賃金の額をきめてくれ、その場合の原則はこれこれという法律があるわけですから、審議会がスタッフを持って調査検討するといふような実態はこの法律の中から生まれてきません。予算の方もきわめて小規模のものである。結局労働省が生計費については基準を示す以外、審議会が答えを出すことは不可能だと思ひます。でありますから、生計費が十五才では幾ら、十九才では幾ら、二十才では幾ら、これを答えて下さい。

○堀政府委員 これにつきましては、ただいま申し上げましたように、現在におきましても既存のいろいろな資料がございまして、たとえば、厚生行政基礎調査あるいは生活保護法による保護基準等を見ましても、年令別にどの程度のものが必要であるか——これはもちろん最低のものでございますが、そのような基準が出ておるわけでございます。しこうして、この最低賃金を実際に実施していきます場合には、当然にその地方においてどの程度の生計費が最低であるかということが

まず問題になると思ひますので、われわれとしては、今の各省の基礎資料、それから労働省におきましても、これの裏づけの調査費は本年度の予算にも盛つてございまして、これに依じてそれぞれ調査をし、その資料を最低賃金審議会に提供をいたし、われわれも積極的にこの討議が推進されるよう努力して、具体的にその地方その職種における最低賃金が幾らになるかという前提資料が出るようにいたしたいと考えておるわけであります。

○井堀委員 私のお尋ねしていることに御答弁いただきました。今日の段階でこれから調査して検討するということを聞いておるのではございません。こゝで言っている生計費というものは、地域をあげてもけっこうですが、一体幾らかということですが、

○堀政府委員 この点は、中央貸金審議会の御討議を願つたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、中央貸金審議会の答申の中にはその額が出ておらなかつたのでございまして、と申しますのは、中央貸金審議会にいろいろ御討議願つた結果、具体的にこの地方においては幾らという生計費を出すことは今のところまだむずかしい、こゝういふことであつたわけでございまして、従ひまして、われわれ中央貸金審議会の答申そのまゝを尊重して今回の法案を作成したわけでございまして、その原則をいたしましては、三条に基本的な三つの基準を掲げることといたしました。そして今度の地方の何産業の何職種の労働者について最低賃金をきめる、この段階になりましたときに具体的にそれぞれの地域におけるただいまの三つの基準を調査いたし

ます問題になると思ひますので、われわれとしては、今の各省の基礎資料、それから労働省におきましても、これの裏づけの調査費は本年度の予算にも盛つてございまして、これに依じてそれぞれ調査をし、その資料を最低賃金審議会に提供をいたし、われわれも積極的にこの討議が推進されるよう努力して、具体的にその地方その職種における最低賃金が幾らになるかという前提資料が出るようにいたしたいと考えておるわけであります。

まして、これを賃金審議会において御
審議を願う、このような形にいたしました
と考えてございます。

○井堀委員 委員長から御注意いた
したい。私お尋ねしているのは、そうい
うことを聞いているのじやない。ここ
で生計費といっておられるのですか
ら、生計費は一体幾らと労働省は押え
ているか、十五才の場合でもいいから
言ってくれ、これを聞いている。

○堀政府委員 これにつきましては、
労働省といましては、まだどの地域
においては幾らの金額が生計費であ
る、このような結論を出してござい
せん。これにつきましては、最低賃金審
議会の御意見を聞きまして、漸次作成
していきたいと考えておるのでござい
ますが、たとえば先ほど申し上げまし
たほかの省で実施しておりますその調
査の資料に基づきますものを一、二申し
上げてお答えしたいと思うのでござ
います。たとえば人事院で作成し
ました東京における成年男子の標
準生計費といましては、七千二百
三十円という数字を出しております。
それから厚生省でやっております生
活保護法の基準額に利用しております
生計費は、最低生活費は、たとえば
第一級地におきましては十四才から二
十四才くらいまでのところは男が二千
三百二十円、女が千九百五十円、この
ような数字を出しているわけござい
ます。それから十八才の一人世帯で、
東京におきましては、夏季につきまし
ては三千五百五十円、冬季におきまし
ては三千五百五十円、このような数字
が出ておるのでございます。われわれ
といたしましては、このような各種の
数字を比較検討いたしまして、それと

賃金審議会の御意見を伺いました上
で、どの地方においてはどの程度の生
計費であり、どのような最低賃金が必
要であるかというための基礎資料にい
たしたいと考えておるわけございま
す。

○井堀委員 人事院の資料を伺って
いるのじやないのです。私は人事院の資
料を持っています。厚生省の調査資料も
持っている。そうじやなくて、労働省
が少くともこういう法案を出すからに
は、生計費については労働省としては
現在においてはこれだというものがあ
るはず。もしないとするならば、
この法案全体に対して非常な疑いを生
ずるから、これは労働大臣なかなか責
任があります。大事なことです。から、
これは一つ労働大臣にお答えにならない
といけません。私の聞いているのは
きつと中央賃金審議会にこういうこ
とは当然諮問されたと思っております
たら、審議会の方へ伺ったら諮問はさ
れていない、従って答申もしない。し
かし局長の言うところによると、会長
の試案を求める中に、たまたまそれが
あったというにすぎぬわけですから、
もうその経過は明らかです。政府はそ
の額をお求めにならなかったという。
政府自身は、要するに確固たる一つの
方針があるに、あるいは要求が
あればお出しだけの準備があるの
でしょう。そういう点は、これは審議会
と政府の関係ですから、おせっかいを
申し上げません。しかし私どもは今こ
の法案を審議するためにぜひ聞いてお
かなければ審議ができません。従ってこ
ういう労働省の生計費というものは、労
働省は少くともこれだけ——もちろん
地域もあげるとか、職種もあげると

か、年令もあげられるというのならば
それでもけっこう。しかし今のよう
に厚生省がこういう調査、人事院がこ
うい調査の結果だというふうなこ
とは、これは参考にする資料なんです、
これは私も手に入れております。お
伺いしたいのは労働省のこの法案にい
う生計費というのは幾らか。その金額
が出てくればどうしてその金額が出て
きたか、どうして出すのかという手続
や原則の問題についてお尋ねすること
が、この法案に対する忠実な審議の第
一ステップだと思っております。

○石田國務大臣 最低生計費につ
いては、今政府委員からいろいろ申し上
げたり、いろいろの調査がございま
す。そのいろいろの調査と申します
と、いろいろの基準の置き方によって
いろいろ出てくるわけでありまして、
その中でその地域における最低賃金、
最低生活費というものはどうい
うものであるか、こういう統一された、そ
うい言葉の上での統一された結論は、
現在のところ労働省としては持ってい
ないわけでありまして、最低賃金を決
定することになりました場合におきま
しては、最低賃金審議会がこれらのい
ろいろの調査に基づきまして、その地域
における生計費というものを当然一応
の構想として持つて出されられるもの
と考えておるわけでありまして。

○井堀委員 私のお尋ねしているのは
簡単なんです。労働省は最低賃金を作
ろうというんですが、それは原則の中
で一番明確に出てくるのは生計費が出
ておりますから、その生計費から割
り出すと最低賃金の額は幾らだとい
うことをおっしゃらなければ、最低賃金
制度を作るのだということだけで実際

は実行に移らないのじやないか、移す
つもりもないのだ、そのうちに何とか
なるんだというふうな疑いを含みなが
ら持たす。そうじやないか。最低賃金
の額は生計費からいこうとこれだけ、こ
れを法律によってこういう格好で移し
ていきたい、こういうことになってい
かなければ最低賃金も何もあつたもの
でない。これははっきり言わねといけ
ません。

○石田國務大臣 最低生計費という言
葉自身も、これは基準の置き方によ
って非常にまちまちでありますから、い
わゆる最低生計費という言葉が、それ
がまちまちであるばかりでなく、それ
自身にやはり基準をどこに置きまして
も地域による差もございまして。従つて
最低生計費というものが、きまつたワ
クの中にはめられた一定の条件があつ
てそこへ幾らという金額を当てはめる
ということなら明確に出ると思うので
ありますが、しかしただいま申しまし
たような性質のものでございまして、
その地域におきまして最低生計費
というものはどういふところに置くべ
きかというところで、いろいろの調査を
基礎としてそれぞれ最低賃金審議会に
おいて御決定を願うもの、その御決定
を願うに必要なる各種の調査資料とい
うものは労働省において責任を持
つてやるのでありますが、最低生計費
という言葉の幅の非常に広い意味のも
のを労働省においてあらかじめ決定す
るだけのまだ今日まで準備もございま
せんし、資料としての準備はあります
けれども、特に最低生計費というもの
の定義づけ、格づけというものが、こ
の定義というふうなものがまだ——
なかなかむずかしい問題でございま

から、そういうものはそれぞれいろいろ
の立場を代表されて出てこられる最
低賃金審議会に御決定いただく。御決
定いただく資料をできるだけ労働省
として準備をいたすつもりでもあり、
これについては先ほど政府委員から御説
明を申し上げましたような材料はござ
います、こういう意味であります。

○井堀委員 私のお尋ねしているのは、
生計費というものがいろいろの要素を
はらまねばならぬというふうなことを
聞いているのではない。私も多少は心
得ているつもりなんです。たとえば理
論生計費に対して労働省はどう考
えているか、実態生計費についてはどう
いふか、調査資料を持っていますかとい
うことを聞いていたのじやない。それはもう
とくに通り越してないければなら
ぬ。最低賃金制度を法制化しようとい
うのですから、さつき言ったじやない
か、そういうことはもう基準法に書い
てあるのです。最低賃金の制度が必要
な場合はちゃんと、労働大臣が最低賃
金の額が必要だと思つたときには中央
審議会に諮問して、この業種について
は幾ら、この地域については幾らが妥
当かということをお諮問なさいます
と、審議会は当然これにお答えをしな
ければならぬことが法律にちゃんと書
いてある。まずこれをやればいいもの
をやらないで、これよりかまうとい
うものをという御趣意であるようであ
りますから、ですからそれは御主がど
う思おうと労働組合がどう言おうと学
者がどういふ説を立てよう、いろいろ
あるうと思ひますが、労働大臣とし
ては中央賃金審議会に対してこれに関
する金額を諮問することに成るわけ
です。これに対して審議会が答申して

くる、こうなってくる。だからあなたはさっき言った、あいまいなことを言っているけれども、あっちこっち逃げないで、簡単なことですから、その金額はこれだけでございます。とういうように言っていたください。

○石田國務大臣 だから最低生活費というものは一体どこに置くかというところは、いろいろな基準の置き方によっても違いますが、たとえば生活保護対象の最低生活費というものの調査はできております。しかし最低賃金、いわゆる労働者の最低生活費というものは、生活保護対象と比較をすべきものではないので、少くともそれより下にいくものであつてはならないのでありますから、そういう意味の数字は出て参ります。そういう意味の数字は今事務当局から申し上げたいと存じます。

○堀政府委員 これにつきましましては、ただいま大臣からお話し申し上げましたが、たとえば東京におきましては十八才の一人世帯の最低生活費、生活保護の実施に要する費用といたしましては、夏季におきましては三千五百五十円、冬季におきましては三千五百五十円となつておるわけでありまして、これが一つの基準になると思ひますが、ただこれは先ほども言われましたように、あくまでも生活保護者を対象とする生計費でございます。言葉を変えて申せば、いわばきわめて低い生活において物理的に生活を持続する、しかも軽作業、軽労働であつて、工場で働くというふうなものではない場合でございます。当然これにプラス・アルファの裏づけがなければならぬといふふうに考へております。そこでただ

いま申し上げましたように、これらのものを最低線といたしまして、これに對しまして物理的に、その地方においてたとえば工場労働をいたしました場合にはどの程度のプラス・アルファが必要であるかというふうなものを算定いたしました。これを最低賃金の基礎となる生計費という工合に、賃金審議会の御意見を伺いつつ決定して参りたい考へてございます。

○井堀委員 答弁をそらしてはいけません。私が聞いておるのはそんなことを聞いておるのじゃないとさつきから言つておる。これはあなたの方から出した法案に、原則として「最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」という言つておるのです。ですから通常の事業場の賃金支払能力というものは一体どんなものであるかという議論はもうさつき済んだ。これは私は議論の余地がないと思つたのですけれども、それはそれとして、もう一つの、類似の労働者の賃金というもののについては、さつきも言つたようにILO条約の基準があるのです。しかし生計費というもののについては、あなたが言つておる通りに労働者の生計費を考慮して定めなければならぬという以上は、この法律が通りますと中央賃金審議会に労働大臣が諮問する場合にはこの原則に基いて最低賃金の額を問うわけなんです。そのときに形式は中央賃金審議会がいろいろ検討して出すのですけれども、今の場合は三者構成の形をとつておるから、それぞれの利害関係者、利害を強く代表しておる人々が出ておる、公益の関係が出てきて、そこで調整

をとるという機能は当然なことなんです。しかしその前に、一体労働省は生計費というものをどういうようにして出すか。今あなたに聞きますと、厚生省がこう考へているとか生活保護法のなかから割り出す、こう言われたけれども、こういうことは厚生省の問題、生活保護法の問題です。これは最低賃金法の中でいう生計費とはおのずから違ひますよ。その点を聞いておるのです。

○石田國務大臣 最低賃金法でいういわゆる労働しておる労働者の最低生計費というものは、これは当然物理的にただ生きてゐる、軽作業で生きてゐるという者に加えられるのに、いわゆる労働の再生産ができるようなものでなければなりません。そのプラス・アルファというものはどうあるべきかということは、これはたとえば医学上のカロリーその他から計算されなければならぬものでしょうし、それからその人の住んでおる住居と働く場所との距離というふうな関係もございまして、その地域の氣候風土その他とも関係がございまして、そういうものは最低賃金決定の場合におきましては当然われわれの方として調査いたしましたものを資料として提出いたしました。最低賃金審議会が御決定を願う、こういうことにならうかと存じておるわけでございます。

○井堀委員 私が伺つてゐるのはそんなことではない。そういう手続は承知してゐる。言つておるじやありませんか。労働省の言う生計費というものは一体幾らかといふことを聞いてゐるのです。調査してゐるとかいけないとか、そんなことはほかの人の言うことで

あつて、労働省はこへちゃんと生計費を出して下さるべきだ。厚生省の生計費の出し方はこうだと言つて、それは生活保護法からくる関係です。ここで言う最低賃金はそういうことじやない。あなたの方は労働省なんです。しかも労働省が提供した場合に起つてくる問題については基準法にちゃんと書いてある。支払われた労働力に対しては通貨をもつて支払え、払わないときは処分をするという規定がございまして、最低賃金をきめたらこれは守つてもらなければならぬ。そうすると、金額をきめることが一番大事なことである。だから、労働省の最低賃金の中の最低生計費というものは幾らかと聞いているのです。それをあなたが幾らだと言へば、それは高いとか安いとか、その根拠はどこにあるかといふことを聞いて、初めてわれわれの議論が進められていくのです。それを出さないで、おいてこいといふものをやるなんて、そんな無礼なことではないでしよう。

○堀政府委員 厚生省の考へ方だけを言つてゐるじやないかといふことでございまして、先ほど申し上げましたのは、厚生省の基準はこれである、そこで労働省の考へ方としては、これは物理的最低生活費にすぎないものであるから、工場労働をした場合等においては当然それに対してプラス・アルファがなければならぬ、こういう労働省としての考へ方をお話し申し上げた次第であります。

そこでその次に具体的にしからば何地方において何千何百円であるかといふようなお尋ねでございますが、これは賃金審議会におきましても御検討を

願つておりますが、まだ結論は出ないのではありません。今回の法案におきましては、法案の中に最低賃金額というものを直接きめたいといふのが一つの考へ方でありまして、それは各地の賃金審議会、それから中央の中央最低賃金審議会において労使、中立の三者を集めて民主的な御議論を願う、これがこの法案の山でございまして、われわれとしてはこれに對して十分なる資料を提供して、一つ一つの具体的にきめていく場合にそれに應ずるだけの資料を提出する用意はあるわけでございます。

○井堀委員 私の伺つてゐるのはそういうことではないとたびたび言つてゐるじやありませんか。あなたの方で答へにしなければならぬのはそんなことじやない。地域だとか、業種だとか、そういうことはほかのところへ出てきてゐる。一体生計費というものは、山の中の生計費があるならばあるで、それはそれでいいじやありませんか。だからあなたの方で、この業種ならばなんぼ、この年令ならば幾ら、この地域ならばどうだといふのがあるならばさう答へなさい。しかしここでは生計費ですから、生計費から見た賃金額というものは幾らだといふことは持つておらなければならぬ。それを聞くことならば私は厚生省に聞きます。今聞いているのは、最低賃金の中のしかも原則規定で一番大切な生計費といふものを労働省は賃金の中に幾ら見るべきかといふことを明らかにする必要があるといふのです。それをしなければこの法案といふものは全く作文である、ごまかしである。最低賃金の体裁

ばかり整えておるけれども、ちつとも最低賃金を考えていない。だからまず最低賃金の原則の中における生計費というものは幾らかというものを明らかにして、それが高いとか安いとか、そのきめ方は間違つておりはせぬかと、そういうことをはっきりしなければならぬ。それがこの法案の審議の問題に発展していくのです。この問題が明らかに出てこなければこんなものは何にもならない、これよりも基準法の方がよほどりっぱだ、こういうことになるというのを最初から何回も申し上げている。きようは用意がないようでありますから、最低賃金を審議してもらうには一番大事な一番初歩的な、原則的なものから始めていく――まず生計費というからには、その生計費は、労働省の場合には幾らと金額も出していただいて、その金額について私どもは、どういう方法によつてそういう金額が出ましたか、またそれは建前が間違つておりませんか、それはけつこうでございますというのを伺いながら進めていくところに、最低賃金のかの問題が出てくる。まず原則自身がぐらぐらしておつたのではなりません。一応きようはこの程度にいたしまして、これから漸次質問をいたしたいと思ひます。

○森山委員長 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後の質疑は失業保険法、最低賃金関係の三法案を議題とすることとし、午後二時まで休憩いたします。

て、そういう現状の上に立つて着実に前進して参りますためには、やはり一挙に強制適用へ持つていくことは、これはもう現在の状態から見ますと無理でございます。そこで摩擦を少くし、しかも効果を上げますために今回のような措置でがまんをしたわけでありまして、決してこれが理想的な形であるとは思つておりません。やはり強制適用へ持つていくのが理想でございます。しかしながらそれはわが国の特殊な産業構造、就業構造の近代化というものと伴つていかなければならぬのでありまして、相伴つてできる限り早く理想の状態へ近づけるようにいたしたい、こう考へておる次第であります。

熊が段階的になられた一つの原因であらうと推察するわけでございますが、そういう面でも考へるべきではない、これは零細企業対策の方で考へたらしいことで、労働省としては零細企業に働いて、賃金の少くして失業の多い労働者のために考へるべきである。その場合に零細企業の経営者は大きな企業よりも工合の悪い点がありますけれども、それ以上に零細企業の労働者は、労働条件、賃金が低く貯蓄がなくて失業になる危険性が多いというのを考へましたならば、大企業以上に失業保険の必要性があるわけです。その点をこの制度で捕捉してやつていくという一歩前進の法案を作られたわけでございますが、これで捕捉できないような事業主の方はより悪質なわけでありまして、失業保険制度を自分らの従業員のためにやつていこうという事業主は良質ですけれども、悪質な事業主に雇われてる労働者は賃金は少いしまた失業になるおそれが多いわけです。そういう人をほんとうに救うためには強制適用でなければさういふ点がうまくいかならぬと思ひますが、なぜさういふことを考へて強制適用に勇敢に踏み切られなかつたか、もう一回御答弁を願ひたいと思ひます。

○森山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○石田田務大臣 二つの要素すなわち捕捉が困難という要素と経営の基礎が複雑であり薄弱であるという要素、これは全くそれぞれ別個に、この法案がこの状態で満足をしなければならぬという原因をなしているのではないかと、それがやはり相互に関連をして原因をなしているものでございます。ただこれを一ぺんに強制適用をいたしますと、雇用関係というものがむしろ逆により以上不明確なものになつて逃げるといふ状態あるいはいろいろな付随的な摩擦現象が起つて参りまして、早い話が一ぺんに十メートル飛ぶことはむしろかしいのであります。ホップ・ステップ・アンド・ジャンプですと十五メートルも飛べるのであります。この法案はやはりホップ・ステップ・アンド・ジャンプでいく方がより早くより長いところへ到着できるという建前で作つたものでございまして、まあよくおわかりであらうと存じます。

○石田田務大臣 勇氣にも暴虎馮河の勇と沈勇とがありまして、私は暴虎馮河の勇はあまり好まないものであります。それはもちろん一ぺんに強制適用ができればそれに越したことはございませんが、まずわが国の零細企業の経営の状態、経営主の知識あるいはそれに働いておられます労働者諸君の自覚、組織状態、あるいは事務処理能力、これらの諸般の情勢を勘案いたしましたとき

○八木(一男)委員 失業保険法の改正案につきまして労働大臣並びに政府の方々に御質問を申し上げたいと思ひます。

○八木(一男)委員 労働大臣の御答弁には二つの面があるのじやないかと思ひますが、その一つの面だけでこれらの質問をさせていただと、捕捉は困難というふうに言われました。捕捉は困難を排除して失業保険を適用するに強制適用が一番いい道だと私も考へます。勤めている限り失業保険があるものということになれば、捕捉困難ということはそこではね飛んでしまつて、結局はやほやして、それをこまかしてやつていない事業主がほとんど上つてくることになるわけです。そうしたら、どんな労働者でも失業したときには失業保険がある、そういう法律ができ、そういう概念が急速に広まりますから、そこで捕捉ができることになるわけでありまして、捕捉困難という理由をもつてこの法案の拡大を考へる場合には、一ぺんに強制適用するのが一番いい道であると私も考へるわけでございますが、労働大臣はどうお考へてございしますか。

○八木(一男)委員 ホップ・ステップ・アンド・ジャンプでございますが、必ずしもホップを短かくした方がいいことにはならないと思ひます。やはりホップがたくさんないと最後のメートルもいかなないので。最初に小さかつたらそのメートルは伸びないわけでございます。そして、さういふ点で強制適用の方がより完全に失業者に対する措置ができるかと、私は思つてゐるわけでございしますが、その点で非常に勇敢であるはずの石田労働大臣が、非常に勇敢でない法案を出したのには不満である。その点で、もう一つ捕捉する点においては強制適用の方がいいというところは、大石田労働大臣もお認めであらうと思ひます。もう一つは零細企業の状

○八木(一男)委員 失業保険法の改正案につきまして労働大臣並びに政府の方々に御質問を申し上げたいと思ひます。

○八木(一男)委員 労働大臣の御答弁には二つの面があるのじやないかと思ひますが、その一つの面だけでこれらの質問をさせていただと、捕捉は困難というふうに言われました。捕捉は困難を排除して失業保険を適用するに強制適用が一番いい道だと私も考へます。勤めている限り失業保険があるものということになれば、捕捉困難ということはそこではね飛んでしまつて、結局はやほやして、それをこまかしてやつていない事業主がほとんど上つてくることになるわけです。そうしたら、どんな労働者でも失業したときには失業保険がある、そういう法律ができ、そういう概念が急速に広まりますから、そこで捕捉ができることになるわけでありまして、捕捉困難という理由をもつてこの法案の拡大を考へる場合には、一ぺんに強制適用するのが一番いい道であると私も考へるわけでございますが、労働大臣はどうお考へてございしますか。

○八木(一男)委員 ホップ・ステップ・アンド・ジャンプでございますが、必ずしもホップを短かくした方がいいことにはならないと思ひます。やはりホップがたくさんないと最後のメートルもいかなないので。最初に小さかつたらそのメートルは伸びないわけでございます。そして、さういふ点で強制適用の方がより完全に失業者に対する措置ができるかと、私は思つてゐるわけでございしますが、その点で非常に勇敢であるはずの石田労働大臣が、非常に勇敢でない法案を出したのには不満である。その点で、もう一つ捕捉する点においては強制適用の方がいいというところは、大石田労働大臣もお認めであらうと思ひます。もう一つは零細企業の状

○八木(一男)委員 失業保険法の改正案につきまして労働大臣並びに政府の方々に御質問を申し上げたいと思ひます。

○八木(一男)委員 労働大臣の御答弁には二つの面があるのじやないかと思ひますが、その一つの面だけでこれらの質問をさせていただと、捕捉は困難というふうに言われました。捕捉は困難を排除して失業保険を適用するに強制適用が一番いい道だと私も考へます。勤めている限り失業保険があるものということになれば、捕捉困難ということはそこではね飛んでしまつて、結局はやほやして、それをこまかしてやつていない事業主がほとんど上つてくることになるわけです。そうしたら、どんな労働者でも失業したときには失業保険がある、そういう法律ができ、そういう概念が急速に広まりますから、そこで捕捉ができることになるわけでありまして、捕捉困難という理由をもつてこの法案の拡大を考へる場合には、一ぺんに強制適用するのが一番いい道であると私も考へるわけでございますが、労働大臣はどうお考へてございしますか。

○八木(一男)委員 ホップ・ステップ・アンド・ジャンプでございますが、必ずしもホップを短かくした方がいいことにはならないと思ひます。やはりホップがたくさんないと最後のメートルもいかなないので。最初に小さかつたらそのメートルは伸びないわけでございます。そして、さういふ点で強制適用の方がより完全に失業者に対する措置ができるかと、私は思つてゐるわけでございしますが、その点で非常に勇敢であるはずの石田労働大臣が、非常に勇敢でない法案を出したのには不満である。その点で、もう一つ捕捉する点においては強制適用の方がいいというところは、大石田労働大臣もお認めであらうと思ひます。もう一つは零細企業の状

○八木(一男)委員 失業保険法の改正案につきまして労働大臣並びに政府の方々に御質問を申し上げたいと思ひます。

○八木(一男)委員 労働大臣の御答弁には二つの面があるのじやないかと思ひますが、その一つの面だけでこれらの質問をさせていただと、捕捉は困難というふうに言われました。捕捉は困難を排除して失業保険を適用するに強制適用が一番いい道だと私も考へます。勤めている限り失業保険があるものということになれば、捕捉困難ということはそこではね飛んでしまつて、結局はやほやして、それをこまかしてやつていない事業主がほとんど上つてくることになるわけです。そうしたら、どんな労働者でも失業したときには失業保険がある、そういう法律ができ、そういう概念が急速に広まりますから、そこで捕捉ができることになるわけでありまして、捕捉困難という理由をもつてこの法案の拡大を考へる場合には、一ぺんに強制適用するのが一番いい道であると私も考へるわけでございますが、労働大臣はどうお考へてございしますか。

○八木(一男)委員 ホップ・ステップ・アンド・ジャンプでございますが、必ずしもホップを短かくした方がいいことにはならないと思ひます。やはりホップがたくさんないと最後のメートルもいかなないので。最初に小さかつたらそのメートルは伸びないわけでございます。そして、さういふ点で強制適用の方がより完全に失業者に対する措置ができるかと、私は思つてゐるわけでございしますが、その点で非常に勇敢であるはずの石田労働大臣が、非常に勇敢でない法案を出したのには不満である。その点で、もう一つ捕捉する点においては強制適用の方がいいというところは、大石田労働大臣もお認めであらうと思ひます。もう一つは零細企業の状

○八木(一男)委員 失業保険法の改正案につきまして労働大臣並びに政府の方々に御質問を申し上げたいと思ひます。

○八木(一男)委員 労働大臣の御答弁には二つの面があるのじやないかと思ひますが、その一つの面だけでこれらの質問をさせていただと、捕捉は困難というふうに言われました。捕捉は困難を排除して失業保険を適用するに強制適用が一番いい道だと私も考へます。勤めている限り失業保険があるものということになれば、捕捉困難ということはそこではね飛んでしまつて、結局はやほやして、それをこまかしてやつていない事業主がほとんど上つてくることになるわけです。そうしたら、どんな労働者でも失業したときには失業保険がある、そういう法律ができ、そういう概念が急速に広まりますから、そこで捕捉ができることになるわけでありまして、捕捉困難という理由をもつてこの法案の拡大を考へる場合には、一ぺんに強制適用するのが一番いい道であると私も考へるわけでございますが、労働大臣はどうお考へてございしますか。

○八木(一男)委員 ホップ・ステップ・アンド・ジャンプでございますが、必ずしもホップを短かくした方がいいことにはならないと思ひます。やはりホップがたくさんないと最後のメートルもいかなないので。最初に小さかつたらそのメートルは伸びないわけでございます。そして、さういふ点で強制適用の方がより完全に失業者に対する措置ができるかと、私は思つてゐるわけでございしますが、その点で非常に勇敢であるはずの石田労働大臣が、非常に勇敢でない法案を出したのには不満である。その点で、もう一つ捕捉する点においては強制適用の方がいいというところは、大石田労働大臣もお認めであらうと思ひます。もう一つは零細企業の状

には、現実に実行不能なものを一挙にやりまして、あまり法と現実の間に大きなみぞを作つて参りますよりは、やはりホップ・ステップ・アンド・ジャンプで一歩々々参る方が、着実にしかも結果的には早く実効を上げ得るものと私は確信をいたしておる次第でございます。

○八木(一男)委員 この次の答弁は事務当局でもけっこうです。たとば五人未満の事業所の事業主負担の失業保険料は、大体三人とした場合にどのくらいになりますか。

○百田政府委員 五人未満の事業所の賃金であります、大体一万円程度と仮定いたしますと、一人当り一月八十円、事業主負担は、三人でありますと二百四十円ということになります。

○八木(一男)委員 労働大臣、お聞き及びだと思ひますが、一月二百四十円、いかに零細な企業といつても、自分の仕事をさせている労働者のために、月に二百四十円の支出がでないといふはずはないわけでありまして、これはもう常識的に考えられる。ですから、そういう点を考えても強制適用にすべきであると思ふのです。労働大臣のこれを出したという体面と別に、労働大臣もよい制度を進めようとお出しになったことはわかるわけでありまして、食ひ下りはいたしませんけれども、二百四十円くらいの負担は、いかに零細な企業者としても大したことはい。これはすべきであるといふふうにお考えにならうと思ひますが、ほんとうのお気持、お出しになった経緯と関連せず、労働大臣の労働者の保護をやりたといふほんとうのお気持からの答弁を願ひたいと思ひます。

○石田國務大臣 ほんとうの氣持を申し上げますと、たとい一人働いてゐるところでも、全部失業保険に入る状態を一日も早く招来したい、これが真意であります。御存じの通り、三十人から五人までのところでも、まだ実効をあげていないところが相当あるのです。本来なら、それを一応部全やつておいて、それからというのが順序かもしれないけれども、それでは企業規模が違ふということだけで、社会福祉の恩恵に浴さないという状態が出ることは不公平でありますから、やはり五人以下のところにも及ぶように、本法

律案の改正を出したわけでありまして、しかしながら、やはり事務処理能力、それは企業者の方も、労働者側も、あるいは役所側も、そういう事務処理能力その他を勘案いたしました、現在の段階はここから出発して、あわせてそれ以上の規模のところも、この機会にいよいよ促進をしていくことが、より現実的で、その方が結果的には早く、無理なものをやつて、いろいろな混乱を生じますよりは、結果的に早く、と私は確信をいたしておるわけであり

す。

○八木(一男)委員 その問題は一応さとおきまして、今度は六人以上の事業所の失業保険漏れになつてゐる、イン

チキをやつて適用してゐないところの数を、これは事務当局からでつてうです。簡単でけっこうですか。

○百田政府委員 推定でございますが、大体十七万事業所程度です。

○八木(一男)委員 そうすると、その労働者数はどのくらいになりますか。

○百田政府委員 百十五万人程度でございます。

○八木(一男)委員 労働大臣に伺ひます。今の数を聞いていたのだと思ふが、百何十万という人が強制適用の法律がありながら、失業保険から適用漏れになつてゐる非常にけしからぬ事態でございます。その者がなぜそういうふうになつたかという原因を考えますときに、こつちで七人の事業所があり、こつちで五人の事業所がある。五人の事業所は強制適用の法律がないから、これは適用してなくても別に何でもないわけでありまして、七人の事業所の方の零細な企業労働者は、組織も

なされてゐないし、いろいろな実情がなかなかわからない。隣の工場でも失業保険がないから、うちの工場でも失業保険がなくとも仕方ないといふので、泣き寝入りになる。またその事業主がそういうことを言つてごまかす。隣を見てもないじゃないか、うちもな

いはの当りまえだといふようなことで、法律を知らない労働者をごまかし、そしてそういう非常に間違つたことを事業主がやらしてゐるわけ

です。そういうことから考えまして、全部に法律が適用されるということによつてそういうごまかしがなくなつて、そういう非常に気の毒な、ほうり出されてゐる人が少なくなる。もちろん今度の事務組合の制度でも、隣にできたらこちらが推進されるという御答弁をなさりたいでしょうけれども、それはごく微温的なものでありまして、労働者である以上、もし職を失つたら失業保険があるという法律があつたら、それは非常に浸透しやすいわけ

です。その意味で強制適用を五人未満にすれば、五人以上でも適用漏れが百十五万人くらいと推定され、その百十五万

の労働者が、失業保険なしにほうり出されてゐるわけですから、そういうことを考えると、さつきあなたは、私は勇敢であつたけれども、私は勇敢でなければならぬ。これは抽

象的に言われただけで、百十五万も法がありながら、ほうり出されてゐることをほんとうに考えるならば、真の勇氣を持つて強制適用に踏み切らるべきであつたと思ふわけでございますが、それについて労働大臣の御所信を伺ひたいと思ひます。

○石田國務大臣 勇氣の問題は、先ほどから申しましたように、私は特別に勇氣があると思つておりませんが、勇氣があるといふは、勇ましく、勇ましく、いゝゆる真勇をもつて臨みたいと思つてゐるわけでありまして、今おつしやいました理由は、強制適用の法律がありながら適用漏れになつてゐる最大の原因とは私は考えない。それ

も一つの大きな原因でございまして、う。しかし、ただいま御指摘のようなことを救済いたしますために、改正案の四十六条に、不利益取り扱ひの禁止といふことをうたつてございまして、

かし、現実にこの十七万事業所に対して強制適用を實行させますために、この上とも督促をいたして参りたいと思つてゐるわけでありまして、それはなるほど強制適用といふものは、すつきりしてよろしいかもしれない。よろしいことは異存はないのでありますが、しか

し三十人から五人までのところでもこれだけあるのでありますから、そういう喜ばしくない、いゝゆる悲しむべき現実の上に立つて、やはり進歩的な政策を実施いたしますためには、一歩々々踏みしめながらいく措置が必要であ

る、私はこう考えております。この改正案を出すこと自体が、相当な勇氣を要つたといふことは、賢明な八木委員はよく御理解がいただけることと存じますので、この辺で御了承をいただき

たいと思ひます。

○八木(一男)委員 労働大臣に伺ひますが、さつきの五人以上の適用漏れについての措置が、今度は、たとえば労働者が言つたことについて不利益行為ができないといふふうにして罰則をつけてゐる。あるいはまた元へ戻りますと、一度に保険料を払い込まなければならぬから、そうなりますと実際上金の点で動かなくて、滞納金が一べんに払えないからといふので、特別な処置をして一年しか取らないといふうな、非常に巧妙な配慮、そういう研究をされたことは認めます。それはいいのですけれども、そういう配慮なしに、二べんに踏み切つていただくのが一番よかったと思ひます。それから、踏み切る方法はあつたと思ふ。といふのは、たとえば一年後なり一年半後なり強制適用をするといふ条文を入れておいて、それまでの間事務組合でやつていく。事務組合は強制適用になつても処理上役に立つから、それはちつともなくする必要はない。一年なり一年半なり、最大限度譲歩して二年なり後に強制適用をするといふことにして、それでこの事務組合はやらされる。そういうことが沈黙であらうかと思ふ。それで、その点で勇氣があまりなかつたと思ふ。そうならば、そういう法律が一年後、二年後にやられるのだから、その事務処理のために、労働者は機構を大きくしなければならぬ、調査もしなければならぬといふことで、頑迷

理想に一日も早く到達するというのが政治でありますから、私はやはり得意な限りすみやかに、一ぺんにいかないまでも、法律に改善の措置を現実に

ます。そういうことで、ちよつとのところ
で二百円の失業保険金ももらえない人
が、いなかの方で婦人労働者や何
かですいぶんでいます。そういう人こそ

するものであって、しかもそれに出した原案というものは、後に変えるときには、厳密に言うところ、もう一回出ししかえて論議をすべきものだ、それが実際

た別な面で、入っている事務組合の零細企業か何か、そのときに金詰まりであつて、そういうようなことがあつた

思うわけでありませう。これをさへきつて、われしましたように急速に強制適用まで持っていかれる——日にちを限つては御無理でございませうが、できるが

け早く強制適用の法案にして改正案を出す気持を持っているというようなことを御披露願いたいと思います。

○石田國務大臣　それは先ほどから何
度も哀情を披瀝いたしておるところで
ありまして、でき得る限り早く強制適
用を持つていくようにいたしたいと考
えておる次第であります。

○八木（一男）委員 それでは失業保険法に対する質疑は終わりますが、この際労働大臣に一点ちょっと伺っておきたいのですが、衆議院で審議が終了まし

た日雇労働者健康保険法の問題ですが、あれは結局国庫負担がふえ、傷病手当金ができたというとはいいいませんが、保険料が値上げになっているんです。傷病手当金のおえるよりも保険料の値上げが多いんです。これは困ったことです。甘辛両法案なんです。保険料の値上げをしなければなら

ないということは、保険会計がうまくいかないから値上げをするということを言っておられるんですが、日雇い労働者の賃金が上るより、就労日数が多ければ、それだけたくさんの保険料が入ってくるわけです。そうするとそんな保険料の値上げなんかしなくてもいいんです。働く日数を少くしておいて、そうしてその一日分がきまってる

おつて日数が足りないから保険料が少い。だから保険料率を上げるといふのは非常にいいかげんなんです。両面から締められている。これは非常にけしからぬことで、石田さんがもっと日雇労働者健康保険法案を御研究になつておつたら、労働者のためにそういうことはいかぬと、もっとがんばられたと思うんですが、率直に申しまして、この法案には御勉強がそう十分ではない。

かつたと思うのです。もし間違つておりましたら失言を取り消しますけれども、そういう点で厚生省関係の法律に

は労働者の利益に大きく関係のあるものが多いのです。ですから労働者の立場から大いに発言していただいて、社会保険関係の法律が労働者の不利にならないように、労働省で強力に主張し

ていただきたい。今後の問題ですけれども、お願いしたいわけでございますが、それについての御意見を伺いたいと思います。

○石田國務大臣　今御指摘の日雇い労働者の健康保険は、これは御承知のことと私の直接の所管ではございません。しかしこれは日雇い労働者諸君の生計に非常に大きな影響がありますので、私どもも深甚な注意を払って参りましたが、御指摘のような事実もございません。しかし就労日数を少くして

おいて、というお話ではありますが、別に前より減らしたわけではなく、あとう限り漸次増加せしめるような方向にいつておるわけであります。また今後失業の発生状況、あるいは国の財政状況等々を勘案いたしまして、あとう限り就労日数の増加に努めて参らなければならぬことは申すまでもないのでございますが、今年は、たびたびこの委

員会におきましても、予算委員会におきましても御説明申し上げましたように、就労日数を確保することも必要であります。が、それ以上に対策事業の対象人員を確保するという方に重点を置かなければならないやむを得ざる諸般の事情もございましたことを御了解いただきたいと存じます。ただいま御指摘の就労日数の増加あるいは日雇い労働者諸君の賃金の増加ということ

は、諸般の情勢の許す限り努力をいなすことによつて解決をして参りたいと考へておる次第であります。

○八木(男)委員　これで大蔵省を除いて一応質問を終わりますが、今の問題で、終局就労日数が多くなり、賃金が増加していくということになりましたら、ひとりで日曜労働者健康保険特

別会話はそれだけ黒字の方向に向うわけです。黒字の方向に向ったときに、上げたものをほっておくということになしに、今度は上げ過ぎているわけ

す。議会の勧告も上げ過ぎておつてけ
しからぬと言つておるわけですから、
そのときには下げていくというふう
に、内閣の國務大臣として御努力を願
いたいと思います。その積極的な御
答弁が伺えましたならば、私の労働大
臣に対する御質問はこれで終らせてい
ただきたい思います。

○石田國務大臣　これは先ほど申しましたように直接私の所管に属することではございません。しかしながら保険料金そのままで置くということは、建前としてはおかしい話でありますから、そういう場合が参りましたならば、それに沿って適宜の処置が行われねば、それは当然のことで、また行なつても

らううちに——果してそのときまで国務大臣でおるかおらぬかは別問題といひまして、おりましたならば努力をいたすつもりでございます。

○八木（一男）委員　大蔵省から来しましたから伺いますが、実はこれは村上主計局長に伺いたかつたのですけれども、堀山主計官にお伺ひいたします。

今度の失業保険法の改正案につきまして社会保障制度審議会に諮問がござい

いました。そのときには事務組合に対して政府から支給する金は補助金という名前になっておったわけです。それ

がその後——今労働大臣にお伺いしたわけでございますが、報奨金という名前に変わりました。これは名前だけ変わったというお話でございますけれども、やはり名前のニュアンスから扱いが相

当嚴格なものになって、事務組合の発展のために十分役に立たなくなるおそれもあると思います。行政的なやり方としてはそういうことにならないよう

にすると労働大臣は言われましたが、私はもとのままの補助金にしていただけきでであつたと思うわけですが、それについて大蔵省の御見解を伺いたいと思います。

○鳩山説明員 補助金と報奨金とどういふふうに違ふかということにつきましては、先ほど大臣から御説明があつ

たと思いますが、私も大臣の御答弁の通りと思っております。これは率直に申し上げまして、補助金とはニュアンスの違いが報奨金にあるわけでございますが、補助金と申しますと、この経費の何分の一を補助するとかいうのが、通例でございますが、今回の場合におきましては、経費がどれだけかかったからどれだけ出すということよりも、

むしろ能率を上げたところに経費のある一定のパーセンテージを見てやるといふような能率主義でいつた方がいいのじゃないかという、能率的に金を配るか、あるいは実際に金のかかった額の何割を払うかというようなニュアンスの違いがあると思います。まあどちらがいいかということになりますと、それぞれ見方があると思います。いろいろな御議論のあることと思います。

が、これには今回の組合の性格と申しますか、これがいゝる性格の議論に発展して参ると思いますが、その性格

がどちらの便宜のための仕事であるかというようなことがいろいろ議論になったわけであり、もう、こういうもの一般的に補助金を出すということになりますと、普通の会社その他に

おきまして、失業保険自体の事務には相当経費がかかっているわけでございまして、経費の何割かを見ろというような思想が出ますと、その他の

会社においてそういった事務に要する金も見るべきじゃないかと、あるいははかの制度におきましてもいろいろ税金の面で源泉徴収に金がかかるからその金は補助金で見るべきじゃないかと、いろいろ議論が發展すること考えられますので、率直に申し上げて私どもとしてこれは率率的な意味で

やっていた。それからもう一点といたしましては、やはり組合が非常にしつかりしたものであって、各組合員の待遇その他におきまして、組合も徴収に於いて相当責任をもって當つて下さるというような性格の組合になりますと、これは国も相当援助していくべきだ、という思想が出て参ります。今そこまですなかな踏み切れないという段階で

さいいますので、それでは組合のそろ
いった国の徴収事務の代行というよ
な面を非常に強く出しますと、かえ
て問題が起るといふようなこともあ
まして、この際はそういった能率的
点から報酬金といふことでやつて参
うじやないかといふようなことにし
わけてございます。

○八木(一男)委員　時間をお急ぎの
うでございますので、簡単にしま

が、大蔵省としてはそういうお考えをおとりにしたいお立場におありになると思ひます。しかし結局今のような標準主義をとりましたならば、その基準からちよつとはずれたところは出してやらないとか、出しても一生懸命頼んで御了解を得なければ出てこないというようなことが起るわけです。ところがそういうようなところは五人未満の事業所で、事業所の方も労働者の方も非常に貧困である。それで事業主の手並みが悪いために法としては困った問題ですけれども、そういうことが起りがちだ。起りがちの状況だからこそ事務組合を作つて失業保険を促進させなければならぬことになるわけです。そういうことで非常に厳格にしないといふ事務組合がほとんどふえていつて、失業保険制度が広がることとまつてしまふわけです。そういう点で補助金という考え方が財政的な考え方ではなしに、失業保険制度という社会保障の立場から考えましても、当然補助金にすべきものであらうと私も考へます。そういうことで労働省が提案されて社会保障制度審議会に諮問をなさつた、そういう了解のもとにこの答申が行われた。内閣自体がこの社会保障制度審議会の答申を尊重しなければならぬといふことは、社会保障制度審議会設置法第二条で明確に規定されているわけでございます。それほど大きな問題でありまへんから、そんなに問題にする気持もありまへんけれども、もし答申を受けてからその内容を変へるときには筋合いからいへばもう一回諮問をし直して出さなければ法律を完全に順守したとはいへないわけでございます。そのように審議会は重大なもの

であるのに、往々にしてこれは大蔵省のみでなく諸官庁、厚生省などはなはだそういう例が多いのですけれども、そういうことを無視してやつていふ。言いかえれば法をたために運用してはいるようなところがあるわけですが、そういうことではいけないので、大蔵省も各審議会の勧告については各省を縛るものもあるれば、内閣自体を縛るものもございませうけれども、そういうことを今までそういう審議会が弱体であるからといって軽く考へないで、やはり答申が済んだものは、そういう文言を中に変へるというところは重大な問題であるといふような観点からやつていただきたいと思ひます。また失業保険制度を育成するといふ意味で、そういう報奨金的な考え方ではなくて、補助金の考え方であるべきです。法案としてそうなつておりますから、今後労働省としては運用を十分にお考へになると思ひますけれども、それについて大蔵省側ではそういう意味において、労働省側のいろいろのやり方について協力をしていただきたいと思ひます。それについて簡単な御答弁をけつこうであります。

○森山委員長 簡潔に御答弁を願ひます。

○鳩山説明員 今後この実行につきましては、いろいろ打ち合せをして参りたいと思ひますが、その際御趣旨のような組合にとりまして非常に酷だといふことにならないように十分注意して参りたいと思ひます。

○森山委員長 滝井君。

○滝井委員 一、二点簡単に御尋ねしたいのですが、それは今回職業安定関係の失業保険法が五人未満の事業所に適用せられることになつたわけでございますが、当然職業安定関係の失業保険といふものは、社会保険関係の健康保険ときわめて密接な関係を持つものでございませう。そうしますと政府の五人未満の事業所に対する社会保険は一体どういふ方向に向くのだという質問に対して、これは国民健康保険でやるのだ、こういう岸総理の答弁がござつたわけなんです。そうしますと、五人未満の事業所に失業保険を適用する場合にわざわざ事務組合まで事業主に作らしてやるからには、私はこの際雇用労働者に社会保険を一本の姿で適用するという意味で、その事務組合にやはり健康保険の面も扱わせることにした方が報奨金その他の面も関連をして、標準主義を貫くならばきつめて能率的であり財政的にもよいんじゃないかというようないふ感じがするのです。従つてこういう問題については、一体労働省は厚生省と話し合ひ、内閣全体の政策としてそういう問題はどういう工合にお考へになつたのか、ただ労働省だけが独断的に五人未満の失業保険をやるために事務組合を作つていくことにしたのか、この点を大臣から一つお答えを願ひたい。

○石田田務大臣 厚生省関係のことについては私も直接の問題ではございませうが、私も失業保険の適用範囲を拡大したいという立場から考へたのであります。

○滝井委員 行政はやはり内閣が行う場合には一貫したものでなくちゃならぬと私は思ふのです。厚生行政は厚生行政、労働行政は労働行政、商工行政は商工行政というようならばらのものであつてはならぬと思ふ。と申しますのは、現在一九五六年末で失業保険

の対象は九百万で、事業所の数は二十六万なんです。ところがこれが五人未満は今度は任意包括ですが、いよいよ最終的に行政段階まで持つていくことになれば、少くとも九十一万程度の事業所があるといふことです。そうしますとこれは実態調査をやらねばならない九十一万の事業所に働く常勤的な労働者は百七十七万程度だとすると、厚生省は厚生省でその調査をやり、労働省は労働省でやると必ず調査した結果が違つたものが出てくるので、それならば行政をやる場合にまたいろいろの見解の違ひが出てくる、そういう場合に予算を節約する意味からいって、おそらく労働省も厚生省も鳩山主計官のもとにあるだろうと思ふのですが、そうすると五人未満の事業所の実態調査をやらねばならない、厚生省と労働省とが一体になつて調査をするには費用は両方にやらなくともよいことになるわけなんです。これは実態調査の結果を国民健康保険に用いよう、あるいは失業保険に用いよう、とあるいは健康保険に用いよう、と、あるいは調査をやる事業は鳩山主計官のもとにあるんだから、一本でやつたら私は非常に便利ではないかと思ふ。こういうところから政党内閣でありながらやはり問題があると思ふのです。それで厚生省の方は国民健康保険でやりますというし、片方は事務組合まで作つて失業保険でやつていく、こういうことなら労働者としては同じなんですから、それが二つに分れず一つでやれる。この点を保険料の徴収の面から考へても、国民健康保険に持つていく場合と、五人未満は健康保険を失業保険ができた後にやる場合と非常に違つて

くるのです。ですから労働者に対する政策といふものは一貫性を持たなければならぬと私は思ふ。こういう点でおそらく鳩山主計官の御担当だつたと思ふのですが、あなたの方でどういふ調査費の予算を考へる場合に、そういうことをお考へになつたことがあるのかどうか。

○鳩山説明員 当初五人未満の社会保険関係において厚生省当局もそれは必ずしも国民健康保険一本でやるということではなくして、健康保険でもやつていきたいという考へ方も持つていたやうでございませうが、国民健康保険の国民皆保険といふことをまず第一の政策として掲げるやうな関係から、五人未満の方につきましては国民健康保険の方でやつていくというふうな段階になつてゐるのでございませう。失業保険につきましては国民健康保険にかかわるやうな制度がない、全く何の制度もないといふところから、失業保険自体を拡大していかねばならぬのでないかといふことになつてしまつたわけ、その点から見ますと失業保険の方が一歩進んだやうな格好になつてゐる。今後健康保険を拡充するといふやうなことにつきましては、おそらく今後政府といたしまして十分検討して参らなければならぬ問題かと思ひます。事務費につきましては、大きな統計になりますと、大がいた統計局の方で調査いたしまして、その結果を労働省も厚生省も使うというやうなことで、その付帯調査その他ごまかい調査はおもに単独でやりましたか、今後機構等の問題もからみまして検討しなければならぬ問題だと思ひます。

○滝井委員 労働者側からいへば、現在健康保険に入っている労働者は千分の六十五の保険料を取られるわけですが、それから厚生年金が千分の三十取られる、そして失業保険も千分の十六ですか、取られる。合せて千分の百十一取られる。坑内夫はちよつと違いますが、そのほかに、これに加えて事業主が労災の保険料を払ってくれる。これだけのものが一応広義の社会保障的な経費として労働者と事業主と折半、あるいは事業主が全額出す、こういう形になっている。そうしますと、この千分の六十五を取る健康保険だけが別の方で今度自分の財布の中から出していくということになると、これはなかなかかきまわれない。また労働者自身にしても、今度は失業保険や厚生年金はそこから取られておるけれども、厚生年金はまだ加入させてないのです。これは将来加入させなければならぬことになるでしょう。そうしますと、あちらこちらで同じような経費というものを出すということは、労働者自身にとっても煩瑣にたえないことだし、事務的に見ても困難なことなのです。私がこの問題で非常に心配するのは、どうしてそういうことを言うかという点、実は労働者は自分の賃金から一体幾らの金を社会保険に納めたか知らないのです。先般私朝日か何かの投書で見たのですが、年度末になったら、ちよつとわれわれの税金を源泉徴収して、年末調整できちつと幾らの税金をあなたは源泉徴収しましたというのを知らしてくれませんか、社会保険について、あるいは失業保険についても、あなたはこれだけの保険料を納めましたぞという通知をくれという

意見が相当ある。どうしてかという点、こういう事務組合ができるということになると、労働者は払ったと思つておる。ところが、事務組合の中の徴収人がそれを納めずにいて、職業安定所に行つて調べたら、あるいは社会保険出張所に行つて調べたところ、あなたは保険料を納めていないのだから、保険はかかりませんぞと言われた例がある。先般ここで京都の岡本君が言つておつたのが、社会保険にも、何か小さな事業場の保険料を集めて回る周旋屋ができた。ところがその周旋屋がその金を持ってどこかへ姿をくらましてしまつた。従つて労働者は納めておると思つておつた。ところが病氣になつて保険金をもらいたと言つたら、あなたのところは納まつていないと言われた。そうすると責任がはつきりしない、こういうことです。今度の事務組合についても同じです。これを見ますと、事務組合というものは納付を怠つたとき補償しなければならぬ。もし組合が使い込んだり何かしたときに事業主がやつてくれることになる。ところが五人未満の労働者を使つてゐる零細な事業主が、一ぺん納めた保険料を再度納めるだけの力があるかという点、ないのです。そういうような場合は一体これはどういふことになるか。失業保険は労働者は必ずもらへるのかどうかという点なのです。こういう点を明白にしておいていただきたい。

○百田政府委員 ただいまの御質問でございしますが、労働者側から賃金を控除いたしましたときには、法の三十三条によりまして、事業主は控除に関する計算書を作成して被保険者に示さなければならぬということになつてゐるわけですが、第二点といたしまして、事業主が保険料を控除したにもかかわらずこれを納めなかったという場合におきましては、罰則の五十三条によりまして六か月以下の懲役、または五万円以下の罰金という点ですが、今度の改正案によりまして失業保険事務組合の場合におきましては、この改正法案によりまして、事務組合においてそうした取受関係の明らかなる帳簿を備へつけさせることにいたしておるのであります。事業主が納めるといふ点につきましては、かりにそれが納めてなかつたという場合には、その責任をいたしまして、第一次的には失業保険事務組合に行きまして、失業保険事務組合に差し押さへその他の処分をするわけです。先ほど八木委員がお話しになりましたように、一月分の額としては大した額ではないと思ふので、おろく担保は完全でできると思ふので、われわれの方も滞納を見ましたら早く手を打ちたいと思ふので、そうしたことはなしたいと思ふので、かりにありませんか、事業主が納めなかつた場合には、事業主が納めない場合には被保険者は失業しても保険金がもらへないかという点、失業保険の方ではその点はもらへます。その点、被保険者には心配がないようになつております。

○滝井委員 その点少し明白にしておいてもらいたいです。ちよつと頭が散漫になつておつてまだ十分条文を見ておりませんが、もし事業主が労働者から保険料を取り立てておるにもかかわらずこれを安定所に納めていなければ、そのために労働者が被害をこうむることはありませんか。——それは条文のどこでそうなつておりますか。

○百田政府委員 失業保険の方は、被保険者が離職した場合に、一定の資格要件のあります場合には失業保険金はもらふことができるようになっております。なお、この十三条の二によりまして、資格の取得の確認ということでは被保険者の資格が発生するわけで、これはさかのほつて請求することもできるわけです。その間におきまして、かりに保険料が納まつていなくても、被保険者の資格取得の確認がございしますれば、その資格期間が六か月以上ございしますれば失業保険金は給付いたします。

○滝井委員 問題はその確認ということとです。保険料が納まつたことによつて確認されるんじゃないかというのです。労災でわれわれのところ非常な例が多かつたのは、労働者が落盤で死亡した。ところが死亡しますと、事業主が保険料を滞納しておる、従つてこれは法律にはありませんが、労働者の施行令何か、政令で給付の制限が来るわけです。半額だけ国が払いましょう、あとの残りの半額は事業主にもうけないさい。ところが事業主は財政的に行き詰まつてゐるから、払わない。そのときは事業主の破産の宣告をする、破産の宣告をしたときに初めて残りの半額がもらへる。ところが破産の宣告に追いつくかどうかという点、労働者が失業してしまうので、そこから反対が起つてくる。そうしますと、結局死亡した労働者は給付制限のために半額だけしかもらへないで、泣き寝入りです。それと同じことで、失業保険に

○百田政府委員 今この点を正確に申し上げます。五人以上の事業所であつて、今まで入つていなかったことがきょう発見されたという者につきましても、すでに一年前なり、半年前からその者がそこで雇用されておつたということがわかれば、離職した場合には失業保険金は支払われるわけでありまして、この点は保険料を納めるといふことと保険金をもらうということとの関連はございしません。

○滝井委員 そこまではつきりしておけないです。そこで問題はやはり労災のことです。労災の問題は同じ労働者で関連しているから言うわけですが、労災は事業主が納めていないと制限給付になるわけですから、これはお宅の方の通達で全部そうなつてゐるのです。そうしますと、労災だけが今度は裁行的な取扱いになつてゐるわけだ。その点はどういうことになるのですか。

○百田政府委員 労災関係は直接の所管ではございせんが、労災については、こういうことになつております。労災としては、基準法によりまして、当然事業主が補償しなければならぬ、こういう義務があるわけですが、従いまして、保険の場合に、たとえば一定の事故がありまして場合に給付制限の事実がございせんけれども、しかしながら最終的には事業主が補償しなければならぬ基準法上の義務があるわけですが、

そういうことでこういうことになって
おります。

○滝井委員 労災保険は全額保険料を
事業主が納めるわけです。他の保険は
労働者が折半主義で半額納めておる。

その違いだけで、本質的にはむしろ労
災の方が肉体に非常に大きな傷害を受
けるわけですから、そういう場合に、
むしろ失業保険にならって全額払う政
策を講ずべきだと思ふのです。そうし
ないと、そこらあたりが同じ保険であ
りながらちがう金になってくる。死亡
した場合にもらう金が半額だなどとい
うこんな悲惨なことはない。そしてそ
れをもらうためには、事業主を破産の
宣告に持つていかなければならぬな
い。この点は失業保険とは関係ありま
せんが、しかし一個の労働者から見れ
ば同じ立場にあるわけですから……。

それから報奨金の問題ですが、いま
までの報奨金というものに対する考え
方、たとえば市民税などに対する報奨
金ですね。これは報奨金をやっちゃう
いかぬという国の趣旨が地方自治体
に來ているわけですね。やるならば
施設へおやりなさい。たとえば労働
者に市民税を組合で作って集めさせ
る。そうするとそれに対して還付を
やる。五分以内で今までは現金でやっ
ておった。それがいかぬから福祉施
設へおやりなさい、こういう形なん
です。そうしますと、今度は政令でこ
れを定めることになっておりますが、
一体全額完納した場合には何%やるこ
とになるのですか。

○百田政府委員 この点につきまして
は今後政令で定めることになっており
ますので、具体的には大蔵省と協議し
てきめることとなりますが、大体われ

われの考えといたしましては、五%前後
のところを考へておるわけでありませ
う。

○滝井委員 わかりました。おそらく
市民税程度になるだろうと思ひます。

次に、失業保険財政の見直しなんで
すが、これを少し聞きたいのです。昨
年の五月の失業保険の受給者一カ月五
万二千台がピークだったと思うので
す。そうすると、昨年の十二月になつて
から十一万一千台になり、今年の一月
になると、その三倍の十五万一千くら
いになつてきていると思ひます。そう
すると、今までわれわれが予算委員会
等を通じて失業対策なり、失業保険を
論議したときは、日本経済の不況の
要素というものは根本的に變つてき始
めている。一体今まで一般失業保険に
おいても、日雇い失業保険において
も、剰余金が出てきておったわけだ
ね。そうしますと、今度は日本経済が
こういう情勢になり、そうしてアメリ
カの七月予算編成期には、日本経済と
いうものはぐつとよくなるだろうと
言つておつたけれども、日銀発表を見
ても必ずしもそうではない。だとする
と、失業保険財政の見直しはどうい
うことになるのかということ。これ
を一つお聞きしたい。

○百田政府委員 確かに今お話のよう
に、最近、ことに一月以降においては
失業保険の給付金はふえております
が、同時に保険料収納の面におきまし
ては九六、七%の収納成績をおさめて
おります。三分の一の国庫負担を考慮
いたしますれば、この程度の給付がふ
えましても、十分余裕があるというこ
とになります。なお本年度予算につ
きまして、現在の給付金の約半額程度
は予備費として持てるというような状

況でございますので、この点につきま
しては今後相当深刻になりまして、も
保険経済としては差しつかえない、こ
ういふふうに考へます。

○滝井委員 そうしますと、八月以降
くらいには完全失業者八十万人をこえ
るだろうと労働省が内閣で発表してい
ましたが、そういう見解が最近非常に
強くなつてきておるのであります。が、
今年度全般的な保険財政というものは依
然としてやはり黒字を續けていくとい
うお考えですか。

○百田政府委員 三十三年度におきま
しても黒字は可能であるというふう
に考へます。

○滝井委員 いろいろ質問したいこと
もあるのですが、時間の関係もありま
すので、私の質問はこれでやめます。

○森山委員長 他に御質疑はありませ
んか。――御質疑もないようでありま
すから、これにて質疑は終了したもの
と認めます。

これより討論に入るのであります
が、別に通告もないようでありますの
で、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔総員起立〕

○森山委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決しま
した。

なお本案に関する委員会報告書の作
成に關しましては、委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、さ
うに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十六分散会

〔参照〕

失業保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一五五号)に關する報
告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月二十五日印刷

昭和三十三年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局